

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	高機能消防指令センター有寿命部品交換修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 9 月 22 日 契約期間：令和 5 年(2023 年) 9 月 22 日～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	1,430,000 円
随意契約によること とした理由	高機能消防指令センターは、当市内においてすべての 119 番通報を 365 日、24 時間受信し災害に瀕した市民のニーズに迅速かつ確実に対応するため、通報から事案終了するまでを、一括管理運用するシステムです。 NEC ネットエスアイ株式会社は本システムを開発した業者であり、本修繕業務は、システム機器の有寿命部品の交換修繕を実施するもので、ハード面及びソフト面でのトラブルの際、開発、設置した業者でなければ対応できません。 価格の妥当性（作業費）については、国土交通省の公共工事設計労務単価（神奈川 電工費の 37,300 円）及び設計業務委託等技術者単価（技師 A の 55,200 円及び技術員の 31,600 円）と作業費内訳を比較しても安価なため妥当と判断します。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	神奈川県消防救急デジタル無線共通波定期交換修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 9 月 6 日 契約期間：令和 5 年(2023 年) 9 月 6 日～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	1,182,500 円
随意契約によること とした理由	神奈川県消防救急デジタル無線共通波（以下「共通波」）設備は、平成 26 年度の高機能消防指令センター整備に伴い整備しました。その後、神奈川県内各消防本部の共通波整備が完了し、神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備運用及び維持管理協定書（以下「協定書」）に基づき平成 27 年 5 月 31 日から神奈川県内各消防本部で運用が開始されました。横浜市が整備主体となり、神奈川県内各消防本部は個々において共通波の維持管理が移管されており、当市に所在する鎌倉市消防本部及び野村総合研究所跡地基地局の安定稼働、機能維持を図るため、定期交換修繕を神奈川県内で整備した共通波の納入業者であり、共通波システムのハードウェアおよびソフトウェアの開発業者で、共通波整備に精通した整備業者である日本電気株式会社神奈川支社を選定しました。 価格の妥当性については、神奈川県内各消防本部が日本電気株式会社神奈川支社と契約を締結する契約形態から、協定書に基づき、神奈川県消防救急デジタル無線運営協議会会議に基づき費用決定しているため妥当と認められます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	今泉さわやかセンターエレベーター電気部品交換等修繕業務
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-23-3000 内線：2467
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）3月30日 (契約期間：令和5年(2023年)3月30日～令和6年(2024年)3月31日)
契約の相手方の名称 及び所在地	クマリフト株式会社 横浜営業所 横浜市神奈川区西神奈川1-7-2 東神奈川室町第2ビル5F
契 約 金 額	14,413,630 円
随意契約によること とした理由	当該機器の修繕に使用する部品の多くは、代替不可能な製造業者独自のものであり、他者では調達出来ません。また、機器の構造や機能を熟知して、迅速かつ適正な対応が取れ、動作保証が可能となるのは、製造業者であるクマリフト株式会社のみです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者の支店であるクマリフト株式会社横浜営業所と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度 市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託 (上期) (複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線：2304
契 約 締 結 日	令和 5 年 (2023 年) 4 月 19 日 (契約期間：令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日～令和 5 年 (2023 年) 9 月 30 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海三丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額 13,842,576 円 (内訳は別紙「令和 5 年度 市 税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託 (上期) 複数 単価明細」のとおり)
随意契約によること とした理由	本業務は、年間を通じて発送する市税通知書等の印刷・製 本、封入・封かんから納品までの一括業務であり、年度当初 から役務の提供を受ける必要があります。 また、本業務の受託者は業務遂行までにコンビニ収納にか かるバーコードスキャンテストに合格していなければなりま せん。 したがって、年度当初の 4 月から本業務を遂行できるのは、 前年度の受託先であり、本業務におけるバーコードスキャン テストの合格実績のある株式会社アイネス以外ありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

			1件当たり単価(税抜)(円)	予定数量 (件)	金額(円)
業務	帳票	区分			
軽自動車税(種別割)	納税通知書	当初	9.19	36,000	330,840
	同封物1追加	当初	3.10	26,000	80,600
市・県民税	特別徴収税額通知書(事業所)	当初	75.65	26,000	1,966,900
	特別徴収税額通知書(事業所)(バースター加工)	当初	2.43	4,000	9,720
	特別徴収税額通知書(個人)	当初	75.65	33,000	2,496,450
	特別徴収税額通知書(個人)(バースター加工のみ)	当初	2.43	4,000	9,720
	特別徴収納税通知書(OCR)	当初	101.88	13,500	1,375,380
	特別徴収納税通知書(OCR)(バースター加工のみ)	当初	2.43	8,000	19,440
	同封物1追加	当初	19.95	22,000	438,900
	普通徴収納税通知書(一般)	当初	38.15	21,000	801,150
	普通徴収納税通知書(口座)	当初	31.15	8,000	249,200
	普通徴収納税通知書(年特)	当初	31.15	12,000	373,800
	普通徴収納税通知書(バースター加工のみ)	当初	2.43	800	1,944
	同封物1追加	当初	6.30	40,000	252,000
	同封物2追加	当初	6.30	40,000	252,000
	同封物3追加	当初	4.00	2,000	8,000
	普通徴収変更納税通知書(一般)現年度	月次	49.11	5,600	275,016
	普通徴収変更納税通知書(口座)現年度	月次	41.43	800	33,144
	同封物追加	月次	3.10	5,500	17,050
	特別徴収税額通知書(事業所)現年度	月次	118.42	7,600	899,992
	特別徴収税額通知書(個人)現年度	月次	118.42	4,700	556,574
	特別徴収新規納税通知書(OCR)現年度	月次	158.66	630	99,956
	同封物追加	月次	2.81	700	1,967
	普通徴収変更納税通知書(一般)過年度	随時	44.15	900	39,735
	普通徴収変更納税通知書(口座)過年度	随時	38.15	300	11,445
	同封物追加	随時	3.10	1,000	3,100
	特別徴収税額通知書(事業所)過年度	随時	118.42	1,400	165,788
	特別徴収税額通知書(個人)過年度	随時	118.42	600	71,052
	特別徴収新規納税通知書(OCR)過年度	随時	158.66	50	7,933
	同封物追加	随時	19.00	50	950
	市・県民税申告書(未申告)	年次	20.90	3,500	73,150
	同封物1追加	年次	3.10	3,500	10,850
	同封物2追加	年次	3.10	3,500	10,850
	同封物3追加	年次	3.10	3,500	10,850
収納	固定資産税・都市計画税督促状	随時	14.45	24,000	346,800
	市・県民税(普通徴収)督促状	随時	14.45	16,000	231,200
	軽自動車税(種別割)督促状	随時	14.45	7,000	101,150
	三税総合催告書	随時	14.45	15,300	221,085
	同封物1追加	随時	3.10	15,300	47,430
	同封物2追加	随時	3.10	5,500	17,050

配送	区分		1回当たり単価(税抜)	予定数量 (件)	金額(円)
軽自動車税(種別割)	配送	受理・納品	12,000.00	2	24,000
市・県民税	受理	当初(5月上旬・下旬)	12,000.00	2	24,000
	納品(2トン車)	当初(5月上旬・下旬)	20,000.00	2	40,000
例月配送定例便	一箇月当たりの単価		96,000.00	6	576,000
※例月配送定例便も1回当たりの単価で見積ること			合計(税抜)		12,584,160
			合計(税込)		13,842,576

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線：2304
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）9月29日 （契約期間：令和5年（2023年）10月1日～令和6年（2024年）9月30日）
契約の相手方の名称及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海三丁目10番1号
契 約 金 額	執行予定額 23,312,313 円（内訳は別紙「市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託指定帳票出力加工単価明細（令和5年10月～令和6年9月分）」のとおり）
随意契約によることとした理由	本業務は、年間を通じて発送する市税通知書等の印刷・製本、封入・封かんから納品までの一括業務であり、年間を通じて役務の提供を受ける必要があります。 また、契約時点では正確な数量が確定しないため、単価のみを定める契約が適しています。かつ、出力・製本、封入・封かんまで継続して役務の提供を受ける必要がある業務であるため、分割して契約することができない複数の業務の単価を定める契約（複数単価契約）が妥当と判断するものです。 本件について、8者に見積りを依頼しましたが、株式会社アイネス以外の7者が辞退したことから、株式会社アイネス以外に委託できる業者がありません。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

【別紙】市税通知書等の出力・加工・封入封かん業務委託指定帳票出力加工単価明細
(令和5年10月～令和6年9月分)

業務	帳票	区分	1件当たり単価 (税抜) (円)	予定数量 (件)	金額 (円)
軽自動車税 (種別割)	納税通知書	当初	9.19	36,000	330,840
	同封物1	当初	3.10	26,000	80,600
市・県民税	特別徴収税額通知書 (事業所)	当初	75.65	26,000	1,966,900
	特別徴収税額通知書 (事業所) (パースター加工)	当初	2.43	4,000	9,720
	特別徴収税額通知書 (個人)	当初	75.65	33,000	2,496,450
	特別徴収税額通知書 (個人) (パースター加工のみ)	当初	2.43	4,000	9,720
	特別徴収納税通知書 (OCR)	当初	101.88	13,500	1,375,380
	特別徴収納税通知書 (OCR) (パースター加工のみ)	当初	2.43	8,000	19,440
	同封物1	当初	19.95	22,000	438,900
	普通徴収納税通知書 (一般)	当初	38.15	21,500	820,225
	普通徴収納税通知書 (口座)	当初	31.15	7,700	239,855
	普通徴収納税通知書 (年特)	当初	31.15	11,800	367,570
	普通徴収納税通知書 (パースター加工のみ)	当初	2.43	800	1,944
	同封物1	当初	6.30	40,000	252,000
	同封物2	当初	6.30	40,000	252,000
	同封物3	当初	4.00	2,000	8,000
	普通徴収変更納税通知書 (一般) 現年度	月次	49.90	8,000	399,200
	普通徴収変更納税通知書 (口座) 現年度	月次	42.20	1,050	44,310
	同封物1	月次	3.10	8,200	25,420
	特別徴収税額通知書 (事業所) 現年度	月次	117.10	11,290	1,322,059
	特別徴収税額通知書 (個人) 現年度	月次	117.10	4,980	583,158
	特別徴収新規納税通知書 (OCR) 現年度	月次	157.90	930	146,847
	同封物1	月次	3.10	1,470	4,557
	普通徴収変更納税通知書 (一般) 過年度	随時	44.60	1,320	58,872
	普通徴収変更納税通知書 (口座) 過年度	随時	39.10	510	19,941
	同封物1	随時	3.10	1,600	4,960
	特別徴収税額通知書 (事業所) 過年度	随時	117.10	1,860	217,806
	特別徴収税額通知書 (個人) 過年度	随時	117.10	960	112,416
	特別徴収新規納税通知書 (OCR) 過年度	随時	158.04	120	18,964
	同封物1	随時	3.10	120	372
	市県民税申告書 (未申告)	年次	20.90	6,000	125,400
	同封物1	年次	3.10	6,000	18,600
	同封物2	年次	3.10	6,000	18,600
	同封物3	年次	3.10	6,000	18,600
	市県民税申告書	年次	22.50	3,000	67,500
	市県民税申告書 (パースター加工のみ)	年次	3.25	2,000	6,500
	同封物1	年次	3.20	3,000	9,600
	同封物2	年次	3.20	3,000	9,600
	同封物3	年次	3.20	2,850	9,120
	同封物4	年次	3.20	150	480
	給報ハガキ総括表	年次	48.50	17,000	824,500
	給報ハガキ総括表 (パースター加工のみ)	年次	3.25	2,000	6,500
	同封物1	年次	3.20	17,000	54,400
	同封物2	年次	3.20	17,000	54,400
固定	納税通知書 (一般)	当初	40.26	45,000	1,811,700
	納税通知書 (口座)	当初	31.14	32,000	996,480
	共有者宛納税通知書	当初	31.14	28,000	871,920
	同封物1	当初	51.95	7,000	363,650
	同封物2	当初	3.20	106,000	339,200
	同封物3	当初	3.20	77,000	246,400
	同封物4	当初	3.20	77,000	246,400
償却	償却資産申告書 (複写式)	年次	43.96	5,800	254,968
	同封物1	年次	8.73	7,100	61,983
	同封物2	年次	3.20	4,800	15,360
	同封物3	年次	3.20	5,800	18,560
	同封物4	年次	3.20	5,800	18,560
	同封物5	年次	3.20	5,800	18,560
収納	固定資産税・都市計画税督促状	随時	14.45	44,000	635,800
	市県民税 (普通徴収) 督促状	随時	14.45	30,000	433,500
	軽自動車税 (種別割) 督促状	随時	14.45	7,000	101,150
	三税総合催告書	随時	14.45	25,900	374,255
	同封物1	随時	3.10	25,900	80,290
	同封物2	随時	3.10	5,500	17,050

配送	区分		1 回当たり単価 (税抜) (円)	予定数量 (件)	金額 (円)
軽自動車税（種別割）	配送	受理・納品	12,000.00	2	24,000
市・県民税	受理	当初（5月上旬・下旬）	12,000.00	2	24,000
	納品 2 tトラック使用	当初（5月上旬・下旬）	20,000.00	2	40,000
固定	受理 2 tトラック使用	当初	15,000.00	1	15,000
	納品 2 tトラック使用	当初	36,000.00	1	36,000
例月配送定例便	一カ月当たりの単価		108,000.00	12	1,296,000
			合計（税込）		23,312,313

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	税基幹システム固定資産税（土地・家屋）令和 6 年度評価替え対応改修業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 資産税課 電話：0467-23-3000 内線 2298
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 9 月 29 日 (契約期間：令和 5 年(2023 年) 9 月 29 日 ～令和 6 年(2024 年) 3 月 29 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	3,410,000 円
随意契約によること とした理由	税基幹システムは株式会社アイネスが開発作成したものであり、著作権及び所有権は開発元である株式会社アイネスが有しています。 このため、システムの改修を安定かつ適正に処理が行えるのは、株式会社アイネスのみとなります。 なお、見積額については 1 日の作業時間を 8 時間として、「SE 単価表」による主なシステム会社の SE 単価と比較すると、一般 SE の単価で最も廉価となる「東芝/東芝デジタルソリューションズ」の単価（11,800 円/時×8 時間＝94,400 円）より株式会社アイネスの単価（50,000 円）の方が廉価となっている為、妥当であると判断できます。 以上のことから、本業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、上記条件に合致している唯一の業者である同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	税基幹システム改修業務委託（令和５年度税制改正対応）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 市民税課 電話：0467-23-3000 内線：2293
契 約 締 結 日	令和５年（2023年） 10 月 2 日 （契約期間：令和５年（2023年）10月2日～令和６年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海３丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	18,700,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 1,700,000 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉市税基幹システムは、導入に際し「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく公募型プロポーザル方式により「鎌倉市税基幹システム更新委託業者選定審査委員会」において選定されました。 本委託業務は、地方税法等の一部改正に伴い、森林環境税の創設及び特徴税額決定通知（納税義務者用）の電子化の対応等に対応するため、当該税基幹システムの改修を実施するもので、開発業者である株式会社アイネスでなければ行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 4 月 17 日 契約期間：令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	3,301,100 円
随意契約によること とした理由	神奈川県消防救急デジタル無線共通波（以下「共通波」）設備は、平成 26 年度の高機能消防指令センター整備に伴い整備しました。その後、神奈川県内各消防本部の共通波整備が完了し、神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備運用及び維持管理協定書（以下「協定書」）に基づき平成 27 年 5 月 31 日から神奈川県内各消防本部で運用が開始されました。横浜市が整備主体となり、神奈川県内各消防本部は個々において共通波の維持管理を一定の仕様に従い実施することから、神奈川県内で整備した共通波の納入業者であり、共通波システムのハードウェアおよびソフトウェアの開発業者で、共通波整備に精通した整備業者である日本電気株式会社神奈川支社を選定しました。 価格の妥当性については、神奈川県内各消防本部が日本電気株式会社神奈川支社と契約を締結する契約形態から、協定書に基づき、神奈川県消防救急デジタル無線運営協議会会議に基づき費用決定しているため妥当と認められます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	活動波保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 4 月 19 日 契約期間：令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	14,067,900 円
随意契約によること とした理由	消防救急デジタル無線（活動波）は、平成 15 年（2003 年）10 月の電波法関係審査基準改正により、アナログ方式からデジタル方式に移行することとなり、高機能消防指令センターとともに平成 26 年（2014 年）度に整備を行いました。 NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店は、当市で運用している消防業務の特殊性、緊急性、人命等の保護を最優先した機器を開発し、専門知識のみならず、設置したコンピュータ等を含めた特殊な電子機器に精通した業者です。 このため消防本部が保有する高機能消防指令センターのハード面及びソフト面でのトラブルの際、迅速に対処できる唯一の業者である、NEC ネットエスアイ株式会社神奈川支店を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	高機能消防指令センター保守点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	鎌倉市消防本部 指令情報課 電話：0467-44-0995 （直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年 4 月 20 日 (契約期間：令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	N E C ネットエスアイ株式会社 神奈川支店 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	31,577,700 円
随意契約によること とした理由	高機能消防指令センターは、当市内においてすべての 119 番通報を 365 日、24 時間受信し災害に瀕した市民のニーズに迅速かつ確実に対応するため、通報から事案終了するまでを、一括管理運用するシステムです。 N E C ネットエスアイ株式会社は本システムを開発した業者であり、本委託業務は、システム機器の保守及び点検を実施するもので、ハード面及びソフト面でのトラブルの際、開発、設置した業者でなければ対応できないため N E C ネットエスアイ株式会社神奈川支店を選定しました。 また、契約金額について株式会社 JECC 提供のサービス商品価格表に記載されている各事業所の一般 SE 時間単価と比較し廉価であることから、妥当と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市データ連携基盤整備等業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 政策創造課 電話：0467-23-3000 内線 2792
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）4 月 1 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川支社 神奈川県横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	11,378,400 円
随意契約によること とした理由	本委託契約は、令和 4 年度に整備した鎌倉市データ連携基盤（以下、「基盤」という）を令和 5 年（2023 年）4 月から継続して利用するにあたり、基盤の運用・保守等を委託するものです。 この基盤は、令和 4 年度の受託事業者である富士通 Japan 株式会社神奈川支社がクラウド環境に構築したシステムであり、他のベンダーでは、当該システムの運用・保守が不可能です。 また、本市がこの基盤を整備するにあたり令和 4 年度に財源補助を受けている総務省所管補助事業（令和 4 年度地域課題解決のためのスマートシティ推進事業）の実施要領においては、「実施団体が、財産処分制限期間（ソフトウェアの場合は 5 年）内に、総務大臣の承認を受けず、補助事業により整備した設備等を目的外利用等（財産の遊休化を含む。）した場合には、補助金の返還を命ずることがある。」とされており、原則として整備した基盤を 5 年間継続運用することが求められています。 そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金広告掲載業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）7月18日 （契約期間：令和5年（2023年）7月18日 ～ 令和5年（2023年）12月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 affluent 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 アグリスクエア新宿 12F
契 約 金 額	執行予定額：1,100,000 円
随意契約によること とした理由	広告を出稿する「AFFLUENT」は、2012年に創刊した毎月発行のフリーマガジンで、東京版の発行部数は65,000部です。高級マンション及び高級住宅地に住む富裕層に向けダイレクトに届けるもので、読者アンケートによるとユーザーの63%が年収1,000万円以上となっています。 今回実施するのは、「AFFLUENT 東京版」のふるさと納税特集にフォーマット広告を掲載するとともに、東京都内、大阪・阪神及び名古屋市内の住宅に本市の返礼品カタログの直接配布を行うものです。住宅価値を基準軸として富裕層の多い地域を包括的にセグメントすることで、ターゲティングを行う際のデメリットの一つである、対象者全体の所得水準のばらつきを抑制することができます。 このように、東京・大阪・名古屋の富裕層にターゲットを定め、魅力ある返礼品をダイレクトにPRしていく媒体は、「令和5年度 鎌倉市ふるさと寄附金プロモーション方針」に沿ったものであり、方針に則った目的を達成するために一般競争入札の方法で入札に付した場合、企画力及び訴求力が見込めない事業者が落札し、不利な結果を招く可能性が見込まれることから、「AFFLUENT」の企画・出版を自社で行っている株式会社 affluent を契約の相手方とすることが確実に有利と判断して、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金広告掲載業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）8月30日 （契約期間：令和5年（2023年）8月30日 ～ 令和5年（2023年）12月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸一丁目7番1号
契 約 金 額	執行予定額：4,400,000 円
随意契約によること とした理由	ふるさと納税を取り巻く全体環境は良好ではあるものの、本市の寄附額目標である25億円を達成するためには、効果的な広告宣伝による新規寄附者の獲得及びリピーターの囲い込み並びに1件当たりの寄附単価の向上が必要です。 このうち、新規顧客の獲得については、幅広い寄附者層を対象とする従来のマスマーケティングに加え、対象寄附者をセグメントするターゲットマーケティングへ手法の比重を移行し、絞り込んだニーズに合った魅力あるPRを行っていくことが重要です。 ヤフーのオンライン広告は、様々なYahoo!関連サイトに掲載され、月間約8,400万人のユーザーへリーチできます。LINEのSNS広告は、月間約9,500万人の利用者を対象に様々なLINEアプリ画面に配信されます。InstagramのSNS広告は月間約3,300万人の利用者を対象にタイムライン等の画面に配信されます。これらの広告は出稿期間中にデータを取得して分析できるため、有効性や効果を確認しながらPDCAを回すことができ、運用次第では費用対効果を高めることが可能です。 このように、寄附候補者をセグメントしターゲットを定め、魅力ある返礼品をダイレクトにPRしていく媒体は、「令和5年度 ふるさと寄附金プロモーション方針の策定について」に沿ったものであることから、ヤフー及びLINE事業を傘下に持ち、尚且つInstagramも含めた広告を運用するソフトバンク株式会社を契約の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づく随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度交通不便地域等における新たな交通システム導入準備に係る業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	まちづくり計画部 都市計画課 電話：0467-23-3000 内線 2511
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）10 月 11 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）10 月 11 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	2,744,500 円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 4 年度に実施した「交通不便地域等における新たな交通システム導入に係る実現化方策検討業務」の検討結果等を踏まえ、本格運行に向けた実証実験を実施するために、想定ルートを運行するバス事業者やタクシー事業者、地元町内会等及び大倉頼朝商店会などのステークホルダーとの調整、コーディネートを行い、有償での実証実験の実施に向けた準備を行うものです。 今後、実証実験や本格運行の取組みを進めていくためには、交通事業者の理解を得ることが不可欠であり、単に価格による一般競争入札で業者を選定すると、これらの業務を執行できるかを確認する術がなく、また、本業務を進めるうえで必要となる新たな交通システムに関する専門的な知見と知識、更にコーディネート力等を推し量ることができないことから、公募型プロポーザル方式を採用し業者を選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンタークレーン年次点検委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）10 月 13 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）10 月 13 日 ～ 令和 6 年（2024 年）2 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	極東サービス株式会社 千葉県八千代市上高野 1823 番地の 1
契 約 金 額	1,007,600 円
随意契約によること とした理由	本業務は、ごみピットに集められたごみの積替え、攪拌及び焼却炉への投入等に使用するごみクレーン及び灰ピットに集められた焼却灰を焼却灰搬出車両へ積替えに使用する灰クレーンの年次点検を実施するものです。 名越クリーンセンターのごみクレーン及び灰クレーンは極東サービス株式会社製です。 点検に当たっては、極東サービス株式会社でなければ、各クレーンの詳細な設計や強度計算が分からず、適正な点検が行えず、強度不足等による事故を招く危険性が高まります。 見積書の直接点検費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って点検費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	緑地維持緊急管理委託（その 8）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線：2557
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）10 月 13 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）9 月 20 日 ～ 令和 5 年（2023 年）10 月 20 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社植政造園 鎌倉市二階堂 729 番地
契 約 金 額	1,885,400 円
随意契約によること とした理由	令和 5 年（2023 年）9 月 19 日、（仮称）二階堂 3 号緑地内で枝折れがあると通報がありました。天候等の影響で道路に対しても直接的な被害を及ぼす可能性があることから緊急対応が必要だと判断し、危険木伐採及び倒木処理等を行いました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により株式会社植政造園と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和5年度鎌倉市成人健康診査業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2331
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）4月27日 （契約期間：令和5年（2023年）4月27日 ～ 令和6年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目5番35号
契 約 金 額	執行予定額：493,565,002 円 1 後期高齢者健診 単価：10,440 円 10,440 円×1.1 予定数量：11,798 名分 2 生保受給者健診 (1) 40～74 歳 単価：10,440 円 10,440 円×1.1 予定数量：140 名分 (2) 75 歳以上 単価：10,440 円 10,440 円×1.1 予定数量：100 名分 3 がん検診 (1) 大腸がん検診 単価：3,850 円 ア 自己負担なし 3,850 円×1.1 予定数量：1,197 名分 イ 自己負担 500 円徴収 3,850 円×1.1-500 予定数量：11,249 名分 ウ 自己負担 900 円徴収 3,850 円×1.1-900 予定数量：6,372 名分 (2) 肺がん検診 単価：7,000 円 ア 自己負担なし 7,000 円×1.1 予定数量：1,310 名分 イ 自己負担 900 円徴収 7,000 円×1.1-900 予定数量：12,736 名分 ウ 自己負担 1,600 円徴収 7,000 円×1.1-1,600 予定数量：6,259 名分

	(3) 胃がんリスク検診 単価：6,200 円 ア 自己負担なし 6,200 円×1.1 予定数量：171 名分 イ 自己負担 900 円徴収 6,200 円×1.1-900 予定数量：1,513 名分 ウ 自己負担 1,600 円徴収 6,200 円×1.1-1,600 予定数量：723 名分 (4) 胃がん内視鏡検診 単価：18,955 円 ア 自己負担なし 18,955 円×1.1 予定数量：199 名分 イ 自己負担 2,000 円徴収 18,955 円×1.1-2,000 予定数量：587 名分 ウ 自己負担 4,000 円徴収 18,955 円×1.1-4,000 予定数量：1,046 名分 エ 講習会費 150,000 円（税込） (5) 子宮頸がん検診 単価：9,230 円 ア 自己負担なし及び無料クーポン券 9,230 円×1.1 予定数量：346 名分 イ 自己負担 900 円徴収 9,230 円×1.1-900 予定数量：1,338 名分 ウ 自己負担 2,300 円徴収 9,230 円×1.1-2,300 予定数量：3,245 名分 エ コルポスコープ 単価：2,100 円×1.1 予定数量：150 名分 (6) 乳がん（乳房健康指導） 単価：3,310 円 ア 自己負担なし 3,310 円×1.1 予定数量：7 名分 イ 自己負担 500 円徴収 3,310 円×1.1-500 予定数量：150 名分 ウ 講習会費 150,000 円（税込） (7) 乳がん（マンモグラフィ検診 50 歳以上） 単価：6,230 円 ア 自己負担なし 6,230 円×1.1 予定数量：302 名分 イ 自己負担 900 円徴収 6,230 円×1.1-900 予定数量：1,602 名分 ウ 自己負担 1,700 円徴収 6,230 円×1.1-1,700 予定数量：2,019 名分
--	--

	(8) 乳がん（マンモグラフィ検診 50 歳未満） 単価：7,690 円 ア 自己負担なし及び無料クーポン券 7,690 円×1.1 予定数量：216 名分 イ 自己負担 1,700 円徴収 7,690 円×1.1-1,700 予定数量：866 名分 (9) 前立腺がん検診 単価：5,740 円 ア 自己負担なし 5,740 円×1.1 予定数量：234 名分 イ 自己負担 900 円徴収 5,740 円×1.1-900 予定数量：3,390 名分 ウ 自己負担 1600 円徴収 5,740 円×1.1-1,600 予定数量：1,507 名分 3 結核検診 単価：7,000 円 ア 自己負担なし 7,000 円×1.1 予定数量：11 名分 イ 自己負担 1,000 円徴収 7,000 円×1.1-1,000 予定数量：211 名分 4 肝炎検診 単価：6,430 円（一次検診のみ） 10,730 円（二次検診あり） ア 自己負担なし及び無料クーポン券 6,430 円×1.1 予定数量：294 名分 イ 自己負担 1,200 円徴収 6,430 円×1.1-1,200 予定数量：49 名分 ウ 二次検診あり 10,730 円×1.1-1,200 予定数量：4 名分 エ 二次検診あり、かつ無料クーポン券 10,730 円×1.1 予定数量：3 名分 5 精密検査文書料 単価：1,000 円 1,000 円×1.1 予定数量：2,080 名分
随意契約によること とした理由	当業務は、地域保健医療の一環としての取組みが国の指針として示されており、市民サービス確保の点から、多くの市内医療機関で実施することが求められます。 また、健診実施医療機関内での検診精度の偏りを可能な限り是正し、市民への公平なサービス提供を行える法人であることが望まれます。

	このような理由から、委託先は、市内多数の医療機関を統括している法人以外では、業務を完了させることができないため、随意契約が妥当であると考えます。 当業務を実施・遂行できるのは、公益社団法人鎌倉市医師会のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	キット健診業務及びそれに係るデータ管理業務の委託契約 (単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2331
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 5 月 29 日 (契約期間：令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	KDD I 株式会社 東京都千代田区飯田橋 3-10-10
契 約 金 額	執行予定額：3,477,900 円（うち消費税及び地方消費税 385,440 円） 内訳：市民健康課 2,048,250 円（うち消費税 230,300 円）、 保険年金課 1,429,650 円（うち消費税 146,150 円） 単価 検査料 4,700 円 データ郵送料 3,000 円
随意契約によること とした理由	KDD I 株式会社は、申込みから検査結果の閲覧まで一連の流れをインターネットで行えるサービスを全国の自治体向けに行っています。また、個人情報を用いず、検査物識別情報による個人と検査情報の関連付けの特許を取得しています。加えて、鎌倉市が在宅健診として求める次の(1)から(5)までの仕様を満たすキットを取り扱っている事業者は、同者のみです。 (1) キット健診（若しくは製造）業者が直接受診者へのキット郵送及び返送されたキットの收受を行う（市を経由しない）。 (2) 採取した一滴程度の血液から、検査に必要な血漿を遠心分離器によらず分離できる。 (3) 14 項目（総蛋白、アルブミン、GOT、GPT、γ-GTP、中性脂肪、総コレステロール、HDL コレステロール、LDL コレステロール、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、血糖、ヘモグロビン A1c）の検査が、通常の血液検査と同程度の精度でできる。 (4) 採血に失敗した際、健診キットを再送し、かつ追加費用を必要としない。 (5) インターネットによる申込、電子決済及び結果受取ができる。 これらの理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同者と随意契約を締結したものです。キット健診単価 4,700 円は、市販売価格が一般的に約 6,000 円であることを考慮し、妥当であると考えます。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	健診結果データ入力業務委託（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2331
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 25 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 25 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社総合企画 横浜市神奈川区台町 11－4－901
契 約 金 額	単価契約 内訳 大腸がん検診 25 円 肺がん検診 25.5 円 胃がんリスク検診 25 円 胃がん内視鏡検診 25 円 前立腺がん検診 28 円 子宮頸がん検診 30 円 乳房健康指導 55 円 乳がんマンモグラフィ検診 58 円 大腸がん精検 36 円 肺がん・結核精検 33 円 胃がんリスク精検 30 円 胃がん内視鏡精検 30 円 前立腺がん精検 29 円 子宮頸がん精検 48 円 乳がん精検 52 円 結核検診 26 円 肝炎検診 50 円 歯周病検診 58 円 後期高齢者・生保受給者健診 62 円

随意契約によること とした理由	各健診毎に単独で契約をすると契約額（単価）が高くなることから、複数単価契約を随意契約により締結します。業者選定については、競争入札参加資格者名簿に「情報処理業務委託／入力データ作成」で登録されている業者に見積書作成を依頼しました。各業者から徴した見積書を比較し、総額で最低価格の見積書を提出したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により株式会社総合企画と随意契約を締結したものです。
----------------------------	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度鎌倉市健診結果データ集約等業務委託 (単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2331
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 5 月 2 日 (契約期間：令和 5 年（2023 年） 5 月 2 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	単価契約 単価：80 円
随意契約によること とした理由	成人健診事業は、地域保健医療の一環としての取組が国の指針として示されており、当該業務の実施については、地域に密着して市民の疾病予防を含む一次医療を推進し、かつ市内の医療機関の多くを統括している公益社団法人鎌倉市医師会が、個別検診の適格性を有していると認められます。また、本業務は、実施された検診記録の整備と情報収集を効率よく行うことが目的であり、成人健診事業の一連の業務の一部であることから成人健診事業と同じ業者と契約する必要があります。 このことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	乳がんマンモグラフィ集団検診及び事務一括業務委託契約 (複数単価契約)												
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線 2331												
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 4 月 28 日 (契約期間：令和 5 年(2023 年) 4 月 28 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)												
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人 神奈川県予防医学協会 横浜市中区日本大通 58 番地												
契 約 金 額	執行予定額：3,176,810 円（うち消費税及び地方消費税額 320,210 円） 内訳 額確定分 1,262,800 円（うち消費税及び地方消費税額 114,800 円） 単価契約分 1,914,010 円（うち消費税及び地方消費税額 205,410 円） 単価契約分（単価） <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>集団検診当日受付業務</td><td style="text-align: right;">8,000 円</td></tr> <tr> <td>集団検診当日医師立会費用</td><td style="text-align: right;">80,000 円</td></tr> <tr> <td>受診票郵送料</td><td style="text-align: right;">120 円</td></tr> <tr> <td>検診結果郵送料</td><td style="text-align: right;">84 円</td></tr> <tr> <td>検診費用（左右 2 方向撮影）</td><td style="text-align: right;">6,300 円</td></tr> <tr> <td>検診費用（左右 1 方向撮影）</td><td style="text-align: right;">4,800 円</td></tr> </table>	集団検診当日受付業務	8,000 円	集団検診当日医師立会費用	80,000 円	受診票郵送料	120 円	検診結果郵送料	84 円	検診費用（左右 2 方向撮影）	6,300 円	検診費用（左右 1 方向撮影）	4,800 円
集団検診当日受付業務	8,000 円												
集団検診当日医師立会費用	80,000 円												
受診票郵送料	120 円												
検診結果郵送料	84 円												
検診費用（左右 2 方向撮影）	6,300 円												
検診費用（左右 1 方向撮影）	4,800 円												
随意契約によること とした理由	乳がんマンモグラフィ検診を平日に受診できない対象者の利便性を図 るため、日曜日に検診を実施します。検診を実施するにあたり、指定 する日程・場所に検診車を確実に配車すること及び医療機関と同等の 高精度の読影技術等が必要となります。これらの条件を満たしている のは、公益社団法人神奈川県予防医学協会のみであることから地方自 治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると認め、同者と随意 契約を締結したものです。												

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	社会福祉法人指導監査等支援業務委託（単価契約を含む）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2364
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 25 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 25 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都港区浜松町 1－30－5 監査法人アリア
契 約 金 額	執行予定額：1,375,000 円（うち消費税額 125,000 円） 【内訳（消費税抜き）】 額確定分：800,000 円 単価契約分： ①現地指導監査への同行及び追加報告書の作成 1 件あたり 50,000 円 執行予定数… 5 件 ②訪問による相談対応 1 回当たり 20,000 円 執行予定数…10 回
随意契約によること とした理由	本業務は、財務諸表等の書類審査及び報告書の作成（額確定分）、現地指導監査への同行及び追加報告書の作成（単価契約分①）、訪問による相談対応（単価契約分②）を含む業務であり、各業務には密接な関連があるため、別契約とすることは合理的ではありません。 このことから、複数単価契約となるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により競争入札には適さないため、監査法人アリアと随意契約を締結したものです。 なお、契約に当たっては、社会福祉法人会計に精通し、本業務と同種の業務委託を自治体から受託した実績のある業者から複数見積書を徴し、見積書の提出があり、見積額が最も廉価である業者を選定しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度鎌倉市糖尿病重症化予防事業業務委託 (複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-23-3000 内線：2678
契 約 締 結 日	令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日 (契約期間：令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：2,567,620 円 (市民健康課分 709,500 円・保険年金課分 1,858,120 円) 単価及び予定数量： 市民健康課分 ((情報提供料@17,000 円+保健指導料@4,000 円×3 回+終了時検査料@3,000 円+事務手数料@1,000 円) + (経過連絡料@5,000 円×15 人) + (事業検討料@10,000 円×4 人×12 回×1/2)) ×1.1 保険年金課分 ((情報提供料@17,000 円+保健指導料@4,000 円×3 回+終了時検査料@3,000 円+事務手数料@1,000 円) + (経過連絡料@5,000 円×35 人) + (事業検討料@10,000 円×4 人×12 回×1/2) + (情報提供料@5,000 円+保健指導料@4,500 円+事務手数料@80 円) ×40 人)) ×1.1
随意契約によること とした理由	糖尿病重症化予防事業は、厚生労働省、日本医師会及び日本糖尿病対策推進会の三者協定により策定された糖尿病性腎症重症化予防プログラムに従い、かかりつけ医と連携した取組とすること、地域の関係機関との連携によって糖尿病対策の推進体制を構築することとしています。 対象者が生活圏において保健指導を利用できるよう市内医療機関の管理栄養士が指導を行うことや、対象者の選定から検討会の開催までの一連の業務に対応できるのは、市内医療機関の相当数を包括する公益社団法人鎌倉市医師会以外にはありません。 このことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市在宅医療・介護連携相談センター運営業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 介護保険課 電話：0467-61-3946（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 12 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日～令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	12,623,900 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市在宅医療・介護連携相談センター（以下、「相談センター」という。）は、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等から、対象者の在宅療養生活に必要なサービスについての情報提供や、医療・介護関係者間での対象者に関する情報共有の支援を行うほか、訪問診療を行う医師を増やすためのしくみづくりや一時的に入院が必要となった場合の協力医療機関の確保等に取り組んでいます。相談センターを運営するためには、市内の医療機関の詳細な情報の把握や地域医療の状況等に関する理解、訪問診療・往診を行う医療機関の協力のほか、関係機関と連携を図っていくことが必要となります。 契約法人である公益社団法人鎌倉市医師会は、市内の約 7 割の医療機関を統括し、医療及び在宅医療に係る専門知識を有するほか、在宅医療を担う医師を増やしていくための取組みや、在宅医療・介護関係者間での情報共有のためのシステム導入も始めています。また、会員外の医療機関とも神奈川県との会議や研修等の機会を通し、情報共有や連携を図っています。本業務を実施・遂行するには、診療科を問わず、市内の医療機関の連携が必須であり、単一の法人、医療機関では市内の全医療機関との関係構築に時間を要するため、本業務を委託できるのは市内の多数の医療機関を総括している同法人のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	一時保管珪砂の処理処分業務委託(単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）10 月 25 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）10 月 25 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	太平洋セメント株式会社 環境事業部 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：1,375,000 円 単価：25,000 円（トン当たり） 予定数量：50 トン
随意契約によること とした理由	本業務は、山崎浄化センター汚泥焼却炉で使用していた使用済み流動用珪砂を、建設用資材原料として、有効利用施設で処理を委託する業務です。 下水道法では下水道施設からの発生物は、資源化やエネルギー回収など積極的な有効利用が定められており、本業務実施に当たり当該廃棄物の性状面、荷姿、受入数量等で受入可能な施設を検討した結果、太平洋セメント株式会社が近隣で唯一の者であったことから選定し、業務を委託しました。 執行単価については、近隣の公共処分場の処分価格に対しても廉価であることから、価格は妥当であると判断します。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	産婦・新生児等訪問指導業務委託（複数者との複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-61-3944 （直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）4 月 20 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	助産師 長谷川佐知（鎌倉市玉縄 1－1－5 ミカステーロ鎌倉玉縄 506） うみのさち母乳育児相談室（鎌倉市材木座 6－3－25） 助産師 原田ちひろ（鎌倉市梶原 2－23－6） 母乳育児相談室～陽だまり～（鎌倉市玉縄 5－7－13） 宮崎助産院（鎌倉市大町 6－7－7） 助産師 岡橋志保（藤沢市柄沢 2－22－19） 助産師 今井 美穂（鎌倉市津 676－7） 助産師 八阪 めぐみ（横浜市栄区鍛冶ヶ谷町 504－19） 助産師 兵藤 しのぶ（鎌倉市城廻 750 番地 18） 保健師 加藤由希子（藤沢市鵠沼石上 1－12－9 804） 保健師 高萩 千恵子（鎌倉市材木座 3－14－26）
契 約 金 額	執行予定金額：7,147,250 円 1 単価 （1）産婦・新生児等訪問 1 件 6,000 円（税別） （2）多胎出生児訪問 1 件 2,500 円（税別） （3）ハイリスク加算 1 件 2,000 円（税別） 2 積算内訳 （1）産婦・新生児等訪問指導 @6,000×930 件×1.10＝6,138,000 円 （2）多胎出生児訪問指導 @2,500×15 件×1.10＝41,250 円 （3）ハイリスク加算 @2,000×440 件×1.10＝968,000 円

随意契約によること とした理由	平成 19 年度から児童福祉法に法制化された「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」を実施しています。 契約単価については、神奈川県下他市と比較して、平均的な金額であり、妥当であると判断しました。 本事業を実施する訪問指導員は、若年や高齢出産、精神疾患を有する保護者の家庭や、産後の母体や授乳状況の確認、指導について専門的知識が必要であり、訪問指導の経験と技術を有する助産師及び保健師が実施することが求められます。鎌倉市の産婦・新生児訪問等の経験があり、技術、資質共に評価できる人材かつ、業務も誠実に履行していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、助産師 長谷川佐知、うみのさち母乳育児相談室、助産師 原田ちひろ、母乳育児相談室～陽だまり～、宮崎助産院、助産師 岡橋志保、助産師 今井美穂、助産師 八阪 めぐみ、助産師 兵藤しのぶ、保健師 加藤由希子、保健師 高萩千恵子の計 11 者と随意契約を締結したものです。
----------------------------	--

隨意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	産後ケア事業業務委託（複数者との複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 市民健康課 電話：0467-61-3944（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 24 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日～令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院（鎌倉市岡本 1370－1） 医療法人徳洲会 湘南鎌倉バースクリニック（鎌倉市山崎 1090－5） 医療法人社団守巧会 矢内原医院（鎌倉市大船 1－26－29 いちご大船ビル 4 階） あまね助産院（鎌倉市大町 1－12－17） うみのさち母乳育児相談室（鎌倉市材木座 6－3－25） 母乳育児相談室～陽だまり～（鎌倉市玉縄 5－7－13） 宮崎助産院（鎌倉市大町 6－7－7） 助産院てとて（藤沢市柄沢 2－22－19） 一般社団法人 齋藤助産院（茅ヶ崎市芹沢 1004 番地 10） 山本助産院（横浜市金沢区六浦 2－14－12） ぷくぷく助産院（横須賀市坂本町 5-22）
契 約 金 額	執行予定額：10,093,751 円 1 ショートステイ（宿泊型）委託料 8,875,951 円 （見込み総日数 408 日） （1）契約単価：1 日 30,000 円（多胎児加算 1 日 15,000 円） （2）市負担額（市内） 課税世帯 21,000 円（見込み日数 152 日） 非課税世帯 27,000 円（見込み日数 10 日） 生活保護世帯 30,000 円（見込み日数 0 日） 多胎児市負担額（市内） 課税世帯 10,500 円（見込み日数 19 日） 非課税世帯 13,500 円（見込み日数 0 日） 生活保護世帯 15,000 円（見込み日数 0 日） 市負担額（市外） 課税世帯 24,000 円（見込み日数 190 日） 非課税世帯 28,000 円（見込み日数 13 日） 生活保護世帯 30,000 円（見込み日数 0 日） 多胎児市負担額（市外） 課税世帯 12,000 円（見込み日数 24 日） 非課税世帯 14,000 円（見込み日数 0 日） 生活保護世帯 15,000 円（見込み日数 0 日） 2 デイサービス（通所型）委託料 340,000 円 （見込み総日数 18 日） （1）契約単価：1 日 25,000 円（多胎児加算 1 日 12,500 円）

	(2) 市負担額(市内) 課税世帯 17,500 円 (見込み日数 8 日) 非課税世帯 22,500 円 (見込み日数 0 日) 生活保護世帯 25,000 円 (見込み日数 0 日) 多胎児市負担額(市内) 課税世帯 8,750 円 (見込み日数 0 日) 非課税世帯 11,250 円 (見込み日数 0 日) 生活保護世帯 12,500 円 (見込み日数 0 日) 市負担額(市外) 課税世帯 20,000 円 (見込み日数 10 日) 非課税世帯 23,350 円 (見込み日数 0 日) 生活保護世帯 25,000 円 (見込み日数 0 日) 多胎児市負担額(市外) 課税世帯 10,000 円 (見込み日数 0 日) 非課税世帯 11,700 円 (見込み日数 0 日) 生活保護世帯 12,500 円 (見込み日数 0 日) 3 アウトリーチ (訪問型) 委託料 877,800 円 (見込み総日数 105 日) (1) 契約単価 : 1 日 12,000 円 (多胎児加算 1 日 6,000 円) (2) 市負担額(市内) 課税世帯 8,400 円 (見込み日数 104 日) 非課税世帯 10,800 円 (見込み日数 0 日) 生活保護世帯 12,000 円 (見込み日数 0 日) 多胎児市負担額(市外) 課税世帯 4,200 円 (見込み日数 1 日) 非課税世帯 5,400 円 (見込み日数 0 日) 生活保護世帯 6,000 円 (見込み日数 0 日)
随意契約によること とした理由	本業務は、鎌倉市産後ケア事業実施要綱に基づき、第 3 次総合計画第 4 期基本計画の重点事業に母子保健事業の一環として位置付けられています。サービスの型はショートステイ (宿泊型)、デイサービス (通所型)、アウトリーチ (訪問型) であり、本市の要綱や仕様にとった専門的なケアを提供できる産科医療機関、助産所等に委託する必要があります。また、生後 4 か月までの乳児と母が利用するサービスのため、委託先の所在地は、アクセスが良い市内又は近隣市である必要があります、それらの条件を満たすのは契約をした 11 者のみです。以上の理由から、本契約は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号の規定により、随意契約したものです。なお、契約単価は、神奈川県下他市と同等額であり、妥当であると判断しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度鎌倉市特定保健指導積極的支援に係る運動支援プログラム業務委託（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月分）契約 （単価契約）
契 約 事 務 担 当 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課（市民健康課兼務） 電話：0467-23-3000 内線：2664
契 約 締 結 日	1 株式会社ティップネス 令和 5 年（2023 年）4 月 13 日 2 株式会社セサミ 令和 5 年（2023 年）4 月 17 日 3 株式会社林水泳教室 令和 5 年（2023 年）4 月 17 日 契約期間：令和 5 年（2023 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日
契約の相手方の名称 及び所在地	1 株式会社ティップネス 東京都千代田区四番町 5 番地 6 日テレ四番町ビル 1 号館 3 階 2 株式会社セサミ 横浜市栄区笠間 2-14-1 3 株式会社林水泳教室 茅ヶ崎市若松町 12 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額 1,773,750 円 （うち本体価格 1,612,500 円、消費税額及び地方消費税額 161,250 円） @12,500 円×3 か月×43 人×1.1
随意契約によること とした理由	積極的支援プログラムのうち、運動支援のプログラムは、マシントレーニング、スタジオプログラム、プール等の複数の運動プログラムを提供し、定期的に個別支援を行うことで生活習慣の改善をはかることを目的に実施するものです。利用しやすく、かつ継続しやすいスポーツクラブを選択できるよう、市民の生活圏内にある複数の事業者へ委託します。 また、令和 4 年度の対象者が、3 か月間の指導期間中、継続して同じ事業者を利用できるよう、昨年度実施事業者が継続して行う必要があります。令和 4 年度実施事業者及び鎌倉市内のスポーツクラブに、仕様書に基づく条件での実施を提示したところ、株式会社ティップネス、株式会社セサミ、株式会社林水泳教室は「受託可能」、宗教法人大巧寺鎌倉スポーツクラブからは「受託不可」の回答を得ています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	中部・西部ポンプ場計装設備点検業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）10 月 2 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）10 月 2 日～ 令和 6 年（2024 年）2 月 29 日まで）
契約の相手方の名称 及び所在地	太陽計測株式会社 環境営業本部 横浜支店 横浜市戸塚区品濃町 549-2 三宅ビル 401-1
契 約 金 額	1,524,600 円
随意契約によること とした理由	中継ポンプ場は、各種の計装設備で計測した流量・水位・開度等の情報により、汚水ポンプの自動運転制御や監視を行っています。本業務は、これらの計装設備の点検・校正等を実施するものです。 中部ポンプ場と西部ポンプ場の主要な計装設備は、横河電機株式会社の製品で構成しています。これら計装設備の点検は、計測プログラム及び構造等を細部にわたって知り得る専門の技術者が、メーカー専用の校正器等を使用しなければ行なえないことから、横河電機株式会社の代理店であり、保守点検業務を専門に行っている太陽計測株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結したものです。 なお、契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ポンプ場・浄化センター無停電電源装置点検
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）10 月 26 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）10 月 26 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 22 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングス東京支店 東京都大田区大森北 4－8－1
契 約 金 額	1,589,720 円
随意契約によること とした理由	ポンプ場・浄化センターの無停電電源装置は、停電発生時に受変電設備の制御電源、計装設備、非常照明設備等へ電源を供給する設備です。本業務は、法令に基づく無停電電源装置の定期点検（年 1 回）を実施するものです。 当該無停電電源装置は、株式会社GSユアサ（旧日本電池株式会社）の独自の製品であり、他社製品との互換性がないことから、これらの構造と機能等を十分に把握している当該装置の製造者である株式会社GSユアサから保守・点検・修理業務を委託されている、株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングス以外では点検を行うことができません。また、契約金額については、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センター監視制御装置修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 2 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）11 月 2 日～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで）
契約の相手方の名称 及び所在地	東芝インフラシステムズ株式会社 川崎市幸区堀川町 72 番地 34
契 約 金 額	47,520,000 円
随意契約によること とした理由	本件は、平成 18 年度～24 年度にかけて 4 台設置した監視制御装置のうち 1 台（平成 22 年度設置、設置後 13 年経過）が故障したため、更新修繕を実施するものです。 七里ガ浜浄化センターの監視制御装置は、東芝インフラシステムズ株式会社が鎌倉市の仕様に合わせて独自に構築したものです。 監視制御装置の更新に当たっては、既設の監視制御機器との連携・互換性を確保する必要があることから、同者以外では本修繕の目的を達成することができません。 また、契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	美術品等保管業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 文化課 電話：0467－61－3872（直通）
契 約 締 結 日	令和５年（2023 年）４月 20 日 （契約期間：令和５年（2023 年）４月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）３月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三井倉庫株式会社 関東支社 東京都港区西新橋三丁目 20 番 1 号
契 約 金 額	3, 0 4 9, 2 0 0 円
随意契約によること とした理由	本業務は美術品を適正に保管するために、次の条件を満たしている倉庫を保有する事業者へ委託するものです。 1 美術品の保管に必要な10坪から13坪程度の倉庫が確保できること。 2 彫刻作品等の立体作品の保管として、独立した１部屋を使用できること。 3 倉庫の入退室や保管庫のセキュリティが確保されていること。 4 通年にわたり、美術品の保管に適した室温・湿度等の管理がされていること。 5 美術品管理において、実績を有すると認められること。 本市の近隣で、これらの条件に適合する保管体制を有する唯一の業者が三井倉庫株式会社関東支社です。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	高齢者外出促進マップ製作業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 高齢者いきいき課 電話：0467-23-3000 内線 2371
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 10 日 (契約期間：令和 5 年（2023 年）11 月 10 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 29 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ドゥカンパニー 東京都渋谷区恵比寿南 1-18-6 ヒルズ向山 2 階
契 約 金 額	1,459,920 円
随意契約によること とした理由	福寿優待サービス事業協賛店舗・施設についてマップを用いて掲載して周知するだけでなく、高齢者が手に取りやすく、魅力的なものになるよう、レイアウトやデザインの質が求められることから、単純な価格の比較で事業者を選定するのではなく、プロポーザルにより事業者の選定を行いました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により株式会社ドゥカンパニーと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小学校児童歯科保健指導業務委託契約（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学務課 電話：0467-23-3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 9 月 12 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 9 月 12 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人 鎌倉市歯科医師会 鎌倉市台二丁目 8 番 1 号
契 約 金 額	1,694,418 円 内訳 (1) 指導者派遣料 3,560 円×303 人＝1,078,680 円 (2) 歯科医師相談業務料 15,000 円×鎌倉市立小学校 16 校＝240,000 円 (3) 当日資料代 1,700 円×101 クラス＝171,700 円 (4) 事務手数料 50,000 円 (5) 消費税額及び地方消費税額 154,038 円
随意契約によること とした理由	小学校児童に対する歯科保健指導は、学校保健安全法第 13 条及び第 14 条に基づく定期健診の際に学校歯科医が行っています。さらに、学校保健安全法施行規則第 9 条において定められた事後措置についても、歯科衛生に関する専門的知識や技術を要し、日頃から児童の健康状態を把握し、かつ、定期健診結果との連携が不可欠なことから、定期健診に携わる学校歯科医が実施する必要があります。学校歯科医の委嘱推薦元は一般社団法人鎌倉市歯科医師会です。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒結核健康診断に係る精密検査業務委託 (複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467－23－3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 5 年(2023 年) 4 月 3 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：1,023,000 円 Tースポット・TB検査および胸部X線検査： 単価 15,000 円(1 件当たり)×予定数量：62 人×1.10
随意契約によること とした理由	結核健康診断に係る精密検査の実施については、学校保健安全法により定められており、業務内容の詳細については文部科学省による業務マニュアルに示されており、これに基づいて検査を実施しています。さらには、結核対策委員会を設置し、児童生徒の管理方針について検討を行っています。 精密検査は、Tースポット・TB検査、診察を実施します。Tースポット・TB検査が陽性であった場合には、胸部X線検査を実施します。この検査結果を、結核対策委員会で報告し、状況確認を行っています。 この検査体制としては、結核高まん延国からの帰国(来日)者及び結核対策委員会で要精密検査と判断された者が、ただちに精密検査を受診できるように地域の医療機関を複数設定すること、検査基準及び検査単価を統一すること、さらには、受診後の精密検査結果の報告を受け、結果を集約し速やかに教育委員会へ報告できることを条件としています。 また、市内 25 校ある学校の児童生徒の来院を考慮すると、各行政区域の 5 地域に検査可能な医療機関を設定する必要があります。 以上の条件で対応が可能であるのは公益社団法人鎌倉市医師会以外にはなく、また、健康保険法に基づく診療報酬額と比較しても同等の金額であり、結果の集約や報告業務などの付加業務を考慮すると廉価であることから、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒定期健康診断及び就学時健康診断使用器具滅菌配送業務委託（複数単価契約）																																			
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467－23－3000 内線 2661																																			
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 4 月 18 日 (契約期間：令和 5 年(2023 年) 4 月 3 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)																																			
契約の相手方の名称 及び所在地	日本ステリ株式会社 東京都新宿区西新宿 2 丁目 1－1																																			
契 約 金 額	執行予定額：2,201,320 円 (内訳) <table><tr><td>歯鏡</td><td>35 円/本</td><td>予定数量：27,260 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>探針</td><td>35 円/本</td><td>予定数量：3,450 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>鼻鏡(和辻,ハルトマン)</td><td>55 円/本</td><td>予定数量：7,600 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>耳鏡(朝顔,トレンチ)</td><td>35 円/本</td><td>予定数量：6,590 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>舌圧子(チェルマック)</td><td>45 円/本</td><td>予定数量：4,070 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>舌圧子(板状)</td><td>25 円/本</td><td>予定数量：2,150 本</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>蓋付バット</td><td>1,200 円/個</td><td>予定数量：32 個</td><td>×1.10</td></tr><tr><td>鉗子立(大)</td><td>600 円/個</td><td>予定数量：4 個</td><td>×1.10</td></tr></table>				歯鏡	35 円/本	予定数量：27,260 本	×1.10	探針	35 円/本	予定数量：3,450 本	×1.10	鼻鏡(和辻,ハルトマン)	55 円/本	予定数量：7,600 本	×1.10	耳鏡(朝顔,トレンチ)	35 円/本	予定数量：6,590 本	×1.10	舌圧子(チェルマック)	45 円/本	予定数量：4,070 本	×1.10	舌圧子(板状)	25 円/本	予定数量：2,150 本	×1.10	蓋付バット	1,200 円/個	予定数量：32 個	×1.10	鉗子立(大)	600 円/個	予定数量：4 個	×1.10
歯鏡	35 円/本	予定数量：27,260 本	×1.10																																	
探針	35 円/本	予定数量：3,450 本	×1.10																																	
鼻鏡(和辻,ハルトマン)	55 円/本	予定数量：7,600 本	×1.10																																	
耳鏡(朝顔,トレンチ)	35 円/本	予定数量：6,590 本	×1.10																																	
舌圧子(チェルマック)	45 円/本	予定数量：4,070 本	×1.10																																	
舌圧子(板状)	25 円/本	予定数量：2,150 本	×1.10																																	
蓋付バット	1,200 円/個	予定数量：32 個	×1.10																																	
鉗子立(大)	600 円/個	予定数量：4 個	×1.10																																	
随意契約によること とした理由	本業務委託は、各学校の検診日程に合わせて、短期間に複数の滅菌処理した器具を市内小中学校及び教育委員会へ配送・回収することが可能で、かつ安全衛生的に業務を遂行できる事業者には担わせる必要があります。この条件に対応が可能な事業者を探したところ、事業者は2者しかありませんでした。この2者に見積書を徴したところ、各項目の見積単価に予定数量を乗じた金額が廉価であったのは日本ステリ株式会社でした。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。																																			

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒尿検査、腎臓疾患精密検査及び定期検尿業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467-23-3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和5年(2023年)4月18日 (契約期間：令和5年(2023年)4月3日～令和6年(2024年)3月31日)
契約の相手方の名称及び所在地	公益財団法人神奈川県予防医学協会 横浜市中区日本大通 58 番地
契 約 金 額	執行予定額：3,919,443円 (執行予定額は、尿検査10,948人分、精密検査とその追加項目を17人全員が実施した場合及び定期検尿とその追加項目を全員（4月分は36人、4月分以外は357人）が実施した場合を想定。） 尿検査：単価250円（1人当たり）×予定数量10,948人×1.10 精密検査：単価16,420円（1人当たり）×予定数量17人×1.10 精密検査追加項目（内訳）：(1)尿中カルシウム・クレアチニン比 (2)尿細菌培養検査 (3)NAGインデックス (4)ASO (5)CRP 定期検尿（4月分）：単価1,410円（1人当たり）×予定数量36人×1.10 （4月分以外）：単価1,390円（1人当たり）×予定数量357人×1.10 定期検尿追加項目（内訳）：(1)尿中蛋白クレアチニン比 (2)NAGインデックス
随意契約によることとした理由	腎臓病検診に伴う尿検査及び精密検査については、学校保健安全法で定められており、これに基づき検査を実施し、さらには腎臓疾患及び糖尿病判定委員会を設置し、経過観察が必要と判断された児童生徒に対して定期検尿及び保健指導を実施しています。 なお、腎臓病等検診体制の在り方は「学校検尿のすべて」（公益財団法人日本学校保健会発行）に記載のマニュアルに規定されており、本市は当該マニュアルに基づいた検診体制で行う方針としています。 本業務の内容は、次の4点です。 ①一次検査として市立全小中学校への容器の配布、検体の回収を行い、検査が適切に行えること。 ②二次検査として検査結果の異常があった者や欠席者がいる学校に容器の配布や検体の回収を行い、詳細の検査を実施できること。 ③精密検診として医師等を派遣し、血液検査や腎臓病を専門とした問診が実施できる設備や場所を提供できること。 ④専門医の診断結果により定期検尿を実施し、結果を管理すること。 以上のことより、一次検査から定期検尿までを一貫して実施し、検診自体の業務のほか、器具の配送、医師の派遣や結果報告書作成業務など、本市が希望する業務を柔軟に行えるのは公益財団法人神奈川県予防医学協会以外にはありません。また、健康保険法に基づく診療報酬額と比較しても同等の金額であり、付加業務を考慮すると廉価であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小中学校児童生徒心臓病一次検診業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 学務課 電話：0467－23－3000 内線 2661
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 4 月 19 日 (契約期間：令和 5 年(2023 年) 4 月 3 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	医療法人社団 優和会 横須賀市追浜東町三丁目 53 番 12 号
契 約 金 額	執行予定額：5,130,180 円 一次検査料：単価 1,800 円（1 人当たり）×予定人数：2,591 人×1.10
随意契約によること とした理由	心臓病検診については、学校保健安全法第 13 条及び同施行規則第 6 条・第 7 条・第 9 条でその検査について定められており、これに基づき検診を行っています。さらには心臓疾患判定委員会を設置し、児童生徒の心臓疾患における保健指導及び継続的な管理を行っています。 近隣の市町村において心臓病検診を実施している事業者に対し、本市の事業実施について確認を行ったところ、医療法人社団優和会湘南健診クリニック湘南健康管理センター以外に対応可能な事業者はありませんでした。 なお、当該委託業務は検診機材の運搬、結果報告書作成業務など多くの関連業務を行う必要があることから、検査技師及び事務職員等多数のスタッフが必要である中で、契約単価額は健康保険法に基づく診療報酬額及び結果報告書作成業務等の付加業務において十分廉価であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	石綿含有一般廃棄物収集運搬及び処理業務委託（単価契約含む）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 20 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）11 月 20 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社最上クリーンセンター 山形県最上郡最上町大字東法田 928 番地
契 約 金 額	執行予定額：1,054,900 円 単価（税別）：収集運搬費 189,000 円 石綿含有珪藻土バスマット等 220 円/kg 豆炭あんか等 33,000 円/m ³ 予定数量：石綿含有珪藻土バスマット等 3,200kg 豆炭あんか等 2 m ³
随意契約によること とした理由	本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しています。このため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 第 1 項では、石綿含有産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行う者は、環境大臣の認定（以下「無害化処理認定」という。）を受けることができると示されています。 石綿含有廃棄物の処理については、最終処分場に埋め立てる方法や従来の熔融施設にて処理する方法がありますが、本市としては、石綿含有の可能性のある廃棄物について、不適正処理等を防止するとともに、有害性を有する石綿含有廃棄物を高度な技術を用いて無害化処理が可能である無害化処理認定を受けた事業者により、安全かつ確実に処理することが必要であると考えます。

	現在、この無害化処理認定を受けている事業者は、株式会社最上クリーンセンターを含む２者ですが、石綿含有一般廃棄物の処理ができる事業者は、株式会社最上クリーンセンターの１者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	市営深沢第 6 住宅入居者移転支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 都市整備総務課 電話：0467-23-3000 内線 2554
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 22 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）11 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 横浜市中区真砂町二丁目 22 番地
契 約 金 額	6,897,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 627,000 円）
随意契約によること とした理由	本市が進める深沢地域整備事業の事業区域内にある市営深沢第 6 住宅（以下「本住宅」という。）の解体工事を行うにあたり、本住宅の入居者に、他の市営住宅等への移転をお願いする必要が生じました。それに伴い、市営住宅の入居者の移転を支援する業務「以下「移転支援業務」という。）を一般社団法人かながわ土地建物保全協会に委託することとしました。 移転支援業務は具体的には、移転先や移転時期を踏まえた折衝、各種書類の受け渡し、退去手続き及び再入居手続き等を行うものです。 同者は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び鎌倉市営住宅条例（以下「条例」という。）第 73 条に基づき指定された指定管理者です。指定管理者が行う業務については、条例第 72 条第 1 項第 1 号に基づき「入居者の募集、入居、退去及び異動の手続きに関する業務」等と定められています。これらを踏まえると、同者は、入居者との折衝から入退去手続きまで、一貫して業務を担うことができる唯一の事業者です。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	飲食用アルミ缶売買（単価契約）（12 月～3 月）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 28 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社青木商店 埼玉県新座市中野一丁目 1 番 28 号
契 約 金 額	売却予定額：16,097,961 円 単価(税別)：218.1 円/kg 予定数量：67,100kg
随意契約によること とした理由	本市入札参加資格がないものの、他自治体での契約実績を有する事業者に対しても広く見積りを徴するため、ホームページにて見積りの募集をしたところ、6 者から見積書の提示がありました。このうち、最も高額な単価を示した株式会社青木商店を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	飲食用スチール缶売買（単価契約）（12 月～3 月）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467－61－3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 28 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社青木商店 埼玉県新座市中野一丁目 1 番 28 号
契 約 金 額	売却予定額：3,359,532 円 単価(税別)：49.26 円/kg 予定数量：62,000kg
随意契約によること とした理由	本市入札参加資格がないものの、他自治体での契約実績を有する事業者に対しても広く見積りを徴するため、ホームページにて見積りの募集をしたところ、6 者から見積書の提示がありました。このうち、最も高額な単価を示した株式会社青木商店を選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	「鎌倉市起業家スタートアップ支援プログラム」推進業務委託契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 商工課 電話：0467-23-3000 内線 2355、2356
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 5 月 18 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 5 月 18 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社あゆみの 鎌倉市大町一丁目 9 番 22 号
契 約 金 額	3, 999, 600 円
随意契約によること とした理由	神奈川県は、これまで 3 年間に渡って鎌倉市内で起業家支援プログラム（以下、「HATSU 鎌倉」と言います。）に取り組み、一定の成果を上げてきています。 鎌倉市が本業務を行うに当たっては、県との情報共有における連携、県が設置した起業家創出拠点 HATSU 鎌倉の場所（コワーキングスペース）を無償にて利用することができること、これまで HATSU 鎌倉に携わってきた専門家等のサポートが受けられること、既に HATSU 鎌倉を利用した一定数の先輩起業家が存在しており、先輩起業家との協力のもと、HATSU 鎌倉における交流やオンラインコミュニティへの参加により様々な方々からアドバイスを受けられること、鎌倉をフィールドに仲間とともに起業を目指すプログラムに取り組むことで、地域愛が芽生えるきっかけにもなり、鎌倉に根付く社会起業家の誕生も期待されることなど、本業務を県と連携した取り組みにすることで、多くの成果が期待できます。 令和 5 年度（2023 年度）における HATSU 鎌倉の受注者である「株式会社あゆみの」は、これまでも HATSU 鎌倉の事業に携わり、起業に関する現場状況等に精通しているだけでなく、県と連携して先駆的に起業家支援のノウハウを蓄積してきた経過があり、HATSU 鎌倉との連携を図る上で唯一の事業者であり、他の事業者による代替手段はありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	特別展「國府津山寶金剛寺—密教美術の宝庫—」借用資料運搬等業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 生涯学習課 鎌倉国宝館 電話：0467-22-0753
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）8月10日 （契約期間：令和5年（2023年）8月10日 ～ 令和5年（2023年）12月27日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本通運株式会社横浜支店 横浜市中区尾上町五丁目78番地
契 約 金 額	2,827,000 円
随意契約によること とした理由	特別展「國府津山寶金剛寺—密教美術の宝庫—」借用資料運搬等業務（以下「本業務」という。）は、重要文化財に指定されている貴重な資料をはじめ、経年劣化や保存状態により脆弱性の高く取扱いの困難な古美術品を適切かつ安全に梱包・輸送することを目的に実施するものです。 本業務の実施に当たっては、国指定文化財の取扱い実績が豊富にあり、日本の古美術品の梱包・輸送に習熟した技術と専門知識を持つ作業員を雇用している運送会社であることが条件となります。 上記要件を満たす業者が県内では限られていることに加え、借用資料の所有者より運搬業者の指定もあり、一般競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により日本通運株式会社横浜支店と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市ふるさと寄附金支援業務委託（ふるなび）（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 財政課 ふるさと寄附金担当 電話：0467-61-3845（直通）
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）6月5日 （契約期間：令和5年（2023年）6月5日 ～ 令和6年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイモバイル 東京都渋谷区桜丘町 22-14 N. E. S. ビルN棟2階
契 約 金 額	執行予定額：1,172,500 円
随意契約によること とした理由	ふるさと寄附金は、市の財源確保策として大きな位置を占めており、多くの寄附を獲得するためには、影響力・訴求力の高いポータルサイト運営事業者と契約を締結することが、最も効果的・効率的な運用となることとなります。 契約を締結した株式会社アイモバイルは、ふるさと納税ポータルサイト「ふるなび」を運営する事業者です。「ふるなび」は、掲載返礼品数 40 万点以上、掲載自治体数 1000 以上を誇り、シェア上位の「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」に並ぶシェアを獲得しているサイトです。「ふるなび」を活用することで、高い訴求力を持って、効率的かつ効果的に本市の魅力や地域産業の活性化に係る情報を発信し、多くの寄附金を獲得することが見込めます。 寄附者に対する影響力・訴求力が見込めない事業者が落札する可能性がある一般競争入札の方法では、入札に付すことで本市にとって不利な結果を招く可能性が見込まれます。入札に付した場合、手数料での競争になってしまうため、寄附者に対する集客力等が見込めない事業者が落札者となる可能性があることから、競争入札に付することが不利と認められます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	名越クリーンセンター 1 号炉左側面耐火物緊急修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（名越クリーンセンター） 電話：0467-24-1096（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 1 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）10 月 25 日 ～ 令和 6 年（2024 年）2 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号
契 約 金 額	6,996,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、名越クリーンセンターの焼却設備等の修繕を実施するものですが、この焼却設備等は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が設計施工したもので、機器の構造、使用材料等は当該業者独自のものです。 このため、焼却設備等の修繕は、その機能・構造を熟知している当該業者以外は履行できません。また、焼却炉の耐火物等補修の施工方法が独自のもので、著作物として保護されている設計内容を他業者が把握することができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社以外は補修できません。 直接修繕費の妥当性を判断するうえで、価格が公表されている労務単価を用いて直接修繕費の妥当性を判断しています。見積書の直接修繕費で、労務単価については、令和 5 年 3 月改定の神奈川県公共工事設計労務単価に各係数を加えた単価と比較すると廉価となっており、また、見積書の直接修繕費を基に、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定した「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となることから価格は妥当であると判断しました。 また、当該業務は緊急を要するため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	公的不動産（扇湖山荘）の利活用に関する地歴調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000（内線 2567）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 5 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 5 日～令和 6 年（2024 年）3 月 27 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社オオスミ 神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町 20 番地 17
契 約 金 額	705,100 円（うち消費税額及び地方消費税額 64,100 円）
随意契約によること とした理由	本業務は令和 5 年（2023 年）11 月に一般競争入札に付したところ、予定価格以下で最低制限価格以上の入札がなく、同日午後に 2 回目の入札に付しましたが、同様に予定価格の範囲内での入札がなく、入札不調となりました。 扇湖山荘は、貴重な建造物として保全を図ることとしていますが、建造物の老朽化等が進行しており、早急に官民連携による利活用の検討を進める必要があります。一方で、本業務の結果によっては、今後さらなる調査が必要となる可能性があり、事業の進捗に影響を及ぼします。そのため、本業務を年度内に完了する必要がありますが、再度公告入札を実施する時間的余裕がありません。このことから、入札参加事業者及び参考見積書を徴取した事業者（見積辞退、見積時点で配当予算額を超えている事業者は除く）に対して、見積提出の意思を確認し、見積書の提出を求めたところ、株式会社オオスミから予定価格以下の見積額の提示を受けました。 以上のことから、同者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉芸術館大ホール舞台映像設備更新修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2560
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 6 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 6 日 ～ 令和 6 年（2023 年）1 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社石原電気商会 神奈川県鎌倉市小町二丁目 12 番 29 号
契 約 金 額	5,142,500 円 （うち消費税額及び地方消費税額 467,500 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉芸術館の大ホールでは、映写室に設置したカメラで大ホール舞台上の映像を撮影し、その映像を館内各所で観られるよう、カメラから送信した映像信号を 3 階 E P S 内にある変調器で変調し、TV モニターに映像信号を送っています。それにより、ホールで各種公演を実施する際に、出演者が登壇する際にモニター映像を観て、そのタイミングを図る等に利用しているほか、指定管理者が防犯・防災上ホールを監視するなど、館を適切に運営するために欠かせない重要な設備です。 今回、その映像設備について、館内各所で観ることができない不具合が生じました。 当該設備は、平成 23 年度のアナログ放送終了に伴って設置したもので、毎年指定管理者により点検を行っていましたが、設置から 12 年が経過しており、その調査の結果、カメラ、操作卓、変調器及び各配線設備のいずれも経年劣化が進行していることから複合的に不具合が生じたものと判断しました。 また、一般的に電子機器は、前兆がなく突発的に不具合が生じるもので、今回の不具合も前兆がなく突発的に生じたものです。 当該映像設備が故障していることにより、市民利用等に影響が生じており、さらには貸館による公演等において当該故

	障が原因で事故が生じた場合や、中止となった場合には、多額の損害賠償請求をされるおそれがあります。 以上のように、競争入札を実施する時間的余裕がなく、即座に対応しなければならないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、株式会社石原電気商会と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立小学校能狂言体験・鑑賞教室実施業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467-23-3000 内線：2721
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）8月30日 （契約期間：令和5年（2023年）8月30日 ～ 令和6年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人鎌倉能舞台 鎌倉市長谷3-5-13
契 約 金 額	2,378,200 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市立小学校能狂言鑑賞・体験教室事業は、実際に能舞台で演じられる本物の能狂言を鑑賞し、立ち振る舞い等を体験することで、子ども達が伝統芸能に興味を示し、魅力を味わうだけでなく、礼儀作法も学ぶことができ、地域の文化に触れることも目的としており、教育的効果の高いものです。 また、演じられる演目は小学校6年生の教科書に掲載されているものであり、授業で学習する演目を地域の能舞台で鑑賞できることは非常に貴重な機会となります。 鎌倉能舞台は日本の伝統芸能であり無形文化遺産と認定された“武家の式楽”能狂言を鑑賞・体験できる鎌倉市内唯一の施設であり、鎌倉市内の児童や教職員が武家の古都である鎌倉の能舞台で能狂言を鑑賞・体験することは本市の将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に寄与すると同時に無形の財産となり得ると考えます。 また、子ども達が一流の狂言師が本物の舞台や装束・楽器などの設備を使用し演じた能狂言を鑑賞し、直接、狂言師から立ち振る舞い等を教わるができる事業を実施できるのは、市内では鎌倉能舞台を所有する公益財団法人鎌倉能舞台しかないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当財団との随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	行政文書等の保管及び附帯業務委託契約（複数単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 総務課 電話：0467-23-3000 内線 2243
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 26 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東武デリバリー株式会社 埼玉県さいたま市緑区大門 2500 番地
契 約 金 額	執行予定額：6,930,000 円 ・ 保管料単価：110 円（保管箱 1 箱／月） 予定数量：「5,000 箱／月」 ・ 入出庫料：55 円（保管箱 1 箱／月） 予定数量：「60 箱／月」 ・ 配送料：12,100 円（片道） 予定回数：「2 回（1 往復）／月」
随意契約によること とした理由	当該業務は、各課から引継ぎを行った保存箱について、保存・管理及び搬入・搬出を行う業務です。 保存箱毎に識別番号（バーコード）を付与したうえで管理をしていることから、入札等で現在の業者から他の業者へ代わると、バーコード付与の労力、新しい倉庫への移送費用及び搬出・搬入費用が発生します。 さらに、当該業務は複数単価契約であるため、鎌倉市随意契約ガイドラインの第 6 号の規定による場合に該当することから、競争入札に付することが不利と認められます。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により東武デリバリー株式会社と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉芸術館館内設備自動制御機器修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 文化課 電話：0467-23-3000 内線 2458
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 4 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 4 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	アズビル株式会社ビルシステムカンパニー横浜支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号 横浜ランドマークタワー44 階
契 約 金 額	47,300,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 4,300,000 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉芸術館館内設備自動制御機器はアズビル株式会社ビルシステムカンパニー（以下「同者」という。）が製造し設置したものであり、同者以外の者が本業務を実施することは技術的に困難であるとともに、障害を発生させる恐れがあるため、製造事業者である同者以外が実施することはできません。 また、リモート装置は中央監視装置と密接不可分の関係にあり、同者以外の者に履行させると既設の設備等の使用に著しく支障が生じる恐れがあります。 以上のことから同者が業務を行うことが適切であると判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	メール便運搬業務（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 総務課 電話：0467-23-3000 内線 2242
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 6 月 27 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 7 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ヤマト運輸株式会社横浜主管支店 横浜市磯子区杉田五丁目 31 番 27 号
契 約 金 額	執行予定額：1,479,896 円 単価：88 円 予定数量：「16,817 通」
随意契約によること とした理由	当該業務は、本市が発送する印刷物及び電磁的記録媒体等の運搬業務委託です。 業者選定にあたり一般競争入札を実施しましたが、すべての入札参加者が辞退又は入札書不着であったため、中止となりました。再度競争入札に付す時間がないことから、見積書の徴収を行い、同者の見積金額が本件入札の予定価格以下であることを確認しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定によりヤマト運輸株式会社横浜主管支店と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	今泉クリーンセンター脱臭ファン操作盤等修繕業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター 今泉クリーンセンター 電話：0467-44-5344
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 8 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 8 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 20 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	川崎重工業株式会社 東京都港区海岸一丁目 14 番 5 号
契 約 金 額	4,290,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 390,000 円）
随意契約によること とした理由	本修繕は、今泉クリーンセンターの臭気を吸い込む脱臭ファンの現場操作盤が経年劣化により腐食し、運転起動時が不安定になっています。そのため、現場操作盤を交換し、安定的な運転を確保するものです。また、脱臭ファンにつながっている脱臭ダクトのフランジ（接合するための部品）が劣化して破け、臭気回収能力が落ちているためこれを交換するものです。 現場操作盤等は、川崎重工業株式会社が当該設備の処理能力に合わせて設計・製造・設置したものであり、当該業者以外では詳細な設計図・製作図・施工図等が入手できず、同者でなければ本修繕の目的を達成することが出来ないと判断しました。 契約金額については、公共工事設計労務単価表及び公共建築工事共通費積算基準の諸経費表を使って比較し、見積金額の方が廉価であることから妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度道路台帳補正及び認定路線網図作成等業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部道水路調査課 電話：0467-61-3634（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 20 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）11 月 20 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 22 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社パスコ横浜支店 横浜市中区山下町 2 2 3－1 NU 関内ビル
契 約 金 額	11,550,000 円
随意契約によること とした理由	本市では道路台帳を株式会社パスコの統合型 GIS システムであるパスカルを用いて管理しており、道路台帳図の補正作業のほか道路を構成する要素（車道、歩道、分離帯等）の延長・幅員等の数値について 19 種類の台帳調書を集計し、出力を行っています。 また、これら台帳は、毎年更新を実施して現地の変化状況に併せた修正を図面及び調書とともにを行っています。 道路台帳補正及び認定路線網図作成等業務委託は、以前より株式会社パスコが行っており、測量データから台帳調書を作成するプログラムは同社独自のもので、同社以外が行った場合は、調書作成のための基礎データ及び調書形式を再作成しなければならない上、台帳調書の数値根拠となる道路台帳平面図を基に実延長調書成果と照合修正することとなります。こうした作業は多大な費用と時間を要することから予算内で行うことは事実上不可能です。 また、道路の認定、廃止又は区域変更等の更新箇所のみでの修正を行った場合、その年度のみデータが存在する事となり、過去のデータとの集積等が不可能となるばかりか、整合性も図れなくなり、認定、廃止、路線変更、路線の再編などの他、地方交付税の財政関係の集計・統計等も困難となります。 令和 4 年度に競争入札による、業務実施を検討した際に、複数業者に、見積書の提出を依頼しましたが、上記理由で見積書の作成辞退や一部見積不可との回答がありました。以上から本業務を遂行できるのは株式会社パスコに限られます。 なお、金額面では道路台帳補正業務は積算基準に規定はされておらず、業者独自の数値ですが、提出のあった見積書における人件費は国土交通省が決定し、公表している設計業務委託等技術者単価と同額です。また、経費及び諸経费率、機械経費、材料費、精度管理費も積算基準に規定はありませんが、路線測量（線状構造物建設のための調査、計画、実施設計及び維持・管理等に用いられる測量）の県土整備局発行の積算基準書記載の率とおおむね同程度であるため、金額面でも妥当と判断し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により株式会社パスコ横浜支店と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉歴史文化交流館燻蒸業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 生涯学習課 電話：０４６７－７３－８５０１
契 約 締 結 日	令和５年(2023 年) 7 月 10 日 (契約期間：令和５年(2023 年) 7 月 10 日～ 令和６年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	関東港業株式会社横浜事業所 横浜市金沢区幸浦一丁目２番４号
契 約 金 額	4,367,000 円
随意契約によること とした理由	令和５年度(2023 年度)は２年間実施していなかった本館と別館の両方の燻蒸業務を実施する必要があると、館内の滅菌をすることで、他所からの展示資料の借用等に際しての懸念を払拭し、今後の博物館施設としての運営を円滑にしようとするものです。 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所が提唱している「文化財燻蒸を計画する際の注意事項」では、文化財のガス燻蒸にあたっては、公益団体である公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定薬剤を使用することが推奨されています。ガス燻蒸の認定燻蒸剤で市販されているものには、ヴァイケーン、アルプ、エキヒュームＳの３種があります。このうちアルプは、殺菌力に優れ殺虫・殺黴の両方に有効であること、毒性が低く大気に放出されると自然に分解され環境に影響を与えないことなど、有効性、安全性の両面で他の薬剤に比べ利点があると認められるものです。 鎌倉歴史文化交流館は住宅地に所在しており、毒性が低く、殺虫・殺黴効果のあるアルプによる燻蒸が適当です。薬剤の製造販売業者エア・ウォーターカンパニー株式会社の代理店は関東地方では関東港業株式会社の１者のみです。このことから、地方自治法施行令第 167 条の２第 1 項 2 号の規定により、関東港業株式会社横浜営業所と随意契約を締結したものです。なお、本年度実施の見積額は、令和４年度鎌倉歴史文化交流館燻蒸（別館のみ）業務委託と比較して、燃料費上昇などで、薬剤単価は値上がりしているものの昨今の状況を考えると金額は妥当であると判断しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和5年度公共施設再編に関する市民周知等支援業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 公的不動産活用課 電話：0467-23-3000（内線 2565）
契 約 締 結 日	令和5年(2023年)12月14日 (契約期間：令和5年(2023年)12月14日～令和6年(2024年)3月29日)
契約の相手方の名称 及び所在地	八千代エンジニアリング株式会社横浜センター 横浜市保土ヶ谷区岩井町1番7号
契 約 金 額	3,333,000 円 (うち消費税額及び地方消費税額 303,000 円)
随意契約によること とした理由	鎌倉市公共施設再編計画（以下「再編計画」という。）の改訂にあたっては、市民アンケートを通じて再編計画の市民の理解度を確認するとともに、個別施設所管課を中心に職員研修を実施し再編計画の目的等を周知してきました。その結果、計画策定から8年が経過する中で、策定当時に行った市民周知の取組の効果が薄れていることや、人事異動等を考慮し施設所管課だけではないさらなる理解の推進が必要という、新たな課題が生じてきました。上記の課題に対応するため、公共施設の再編・マネジメントを進める背景や必要性を改めて市民に周知するとともに、職員が公共施設の再編の目的等の理解を深めるための取組を、改訂前に進める必要が生じています。特に、再編の必要性の理解を深めるためには、公共施設の更新等のコストに関する理解が不可欠ですが、公共施設に係る施設の維持管理や更新のコストに関する将来予想等に関して説明するには専門的な知識を要するため委託による支援が不可欠です。このため、これらの課題解決を図っていくためには、令和4～5年度鎌倉市公共施設再編計画改訂支援業務委託を受注し、再編計画の改訂に取組み、本市の公共施設に係る状況等を熟知している八千代エンジニアリング株式会社横浜センター（以下「同者」という。）のこれまでの知見、ノウハウ等による支援が不可欠です。さらに、コストのデータに関しては、過去のデータは市で把握していますが、改訂にあたって更新するデータは現在策定中の学校整備計画の検討事項と調整しながらデータを整理し反映する必要があるため、現在、再編計画の改訂作業支援を受注している同者でなければできません。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センター計装設備点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：０４６７－４６－８００１
契 約 締 結 日	令和５年（２０２３年）１２月２０日 （契約期間：令和５年（２０２３年）１２月２０日 ～ 令和６年（２０２４年）３月２９日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
契 約 金 額	９，９００，０００円
随 意 契 約 に よ る こととした理由	本業務は、山崎浄化センターの計装設備を正常に動作させ、下水処理に支障をきたさないよう保守点検を行うものです。 この計装設備は、三菱電機株式会社が開発・設計・施工したもので、同社が製造販売した製品及び施工をした設備と関連システム等の保守・点検・修理等を専門に行う三菱電機プラントエンジニアリング株式会社以外には本業務を行うことは出来ません。なお、契約金額は、点検内容に応じた人件費単価と諸経費であり、妥当と判断しています。 以上のことから、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社神奈川支社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	新型コロナウイルスワクチン接種運営等に係る事務スタッフ人材派遣業務（単価契約）（令和 6 年 1 月開始）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当 電話：0467-23-3000 内線：2899
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 20 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 1 月 4 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 29 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社カインズサービス相模原営業所 相模原市南区相模大野 7－1－10 相模大野大森ビル 5 階
契 約 金 額	執行予定額：2,617,076 円 単価：1,465 円（1 名 1 時間あたりの単価）
随意契約によること とした理由	当該契約が国庫補助対象となるかどうか、国の通知を待つて起案することとしていましたが、12 月 1 日付けでようやく示され、1 月以降から業務が実施できるよう契約を締結するための、入札準備を含めた期間を確保することは不可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により株式会社カインズサービス相模原営業所と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	七里ガ浜浄化センター真空遮断器点検
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：０４６７－４６－８００１
契 約 締 結 日	令和５年（２０２３年）１２月２５日 （契約期間：令和５年（２０２３年）１２月２５日 ～ 令和６年（２０２４年）３月２９日）
契 約 の 相 手 方 の 名称及び所在地	東芝インフラシステムズ株式会社 川崎市幸区堀川町 72 番地 34
契 約 金 額	1,485,000 円
随意契約による こととした理由	本業務は、七里ガ浜浄化センター真空遮断器の定期点検及び細密点検を行うものです。 当該真空遮断器は、東芝インフラシステムズ株式会社（旧株式会社東芝）の独自の製品であり、他社製品との互換性がないため、他社では本業務を行うことはできません。また、契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 以上のことから、東芝インフラシステムズ株式会社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運営業務委託（令和 6 年 1 月開始）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当 電話：0467-23-3000 内線：2899
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 27 日 (契約期間：契約締結日～令和 6 年（2024 年）3 月 30 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング 大阪府大阪市北区曾根崎 1－2－9
契 約 金 額	7, 7 1 6, 7 2 0 円
随意契約によること とした理由	当該契約が国庫補助対象となるかどうか、国の通知を待つて起案することとしていましたが、12 月 1 日付けでようやく示され、1 月以降から業務が実施できるよう契約を締結するための、入札準備を含めた期間を確保することは不可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により株式会社カスタマーリレーションテレマーケティングと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市税基幹システムソフトウェア保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 納税課 電話：0467-23-3000 内線：2305
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 21 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年）1 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	8,919,900 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市税基幹システムは、導入に際し「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく公募型プロポーザル方式により、「鎌倉市税基幹システム更新委託業者選定審査委員会」において選定されました。 本委託業務は、当該税基幹システムの保守業務を実施するもので、開発業者である株式会社アイネスでなければ行うことができません。 契約金額については、一般的な SE の平均単価と同等以下の額で算定されているため、妥当と判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	台調整池中央監視制御システム更新（二期目）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0467－46－8001（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 27 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 27 日～ 令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで）
契約の相手方の名称 及び所在地	東芝インフラシステムズ株式会社 川崎市幸区堀川町 72 番地 34
契 約 金 額	132,000,000 円
随意契約によること とした理由	本件は、台調整池中央監視制御システムが平成 10 年（1998 年）の設置後 25 年が経過し、老朽化していることから、今後のシステムの運用に支障がないよう、データ処理装置盤及び低地排水ポンプ場用テレメータ装置等を更新するものです。 台調整池中央監視制御システムは、東芝インフラシステムズ株式会社が鎌倉市の仕様に合わせて独自に構築したものです。 システムの更新に当たっては、既設の監視制御機器との連携・互換性を確保する必要があることから、同者以外では本修繕の目的を達成することができません。 また、契約金額は、点検内容に応じた人工数と諸経費であり、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉国宝館本館展示場等燻蒸業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 生涯学習課 鎌倉国宝館 電話：0467-22-0753
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 28 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	関東港業株式会社横浜営業所 横浜市金沢区幸浦一丁目 2 番 4 号
契 約 金 額	4,620,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉国宝館は、鎌倉市域、近隣の社寺に伝来する彫刻・絵画・工芸・書跡・古文書・考古資料などさまざまな文化財のうち、代表的な作品の多くが寄託され、保管・展示をしています。これらの貴重な文化財等を良好な状態で保管するため、収蔵資料・図書等の殺虫・殺黴を行う「鎌倉国宝館本館展示場等燻蒸業務委託」を実施しており、平成 21 年度から燻蒸剤として「酸化プロピレン製剤（アルプ）」、補助的な防虫薬剤として「ブンガノン」を使用しています。 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所が提唱している「文化財燻蒸を計画する際の注意事項」では、文化財のガス燻蒸にあたっては、必ず公益財団法人文化財虫菌害研究所の認定されている薬剤を使用することとなっています。認定燻蒸剤で市販されているものには、ヴァイケーン（フッ化スルフリル）、アルプ（酸化プロピレン）、エキヒューム S（酸化エチレン）の 3 種があります。このうちヴァイケーンについては、殺虫効果はあるものの殺黴効果に欠けます。エキヒューム S は殺虫・殺黴効果はあるものの、毒性が高く人体への影響が懸念されます。アルプは、殺菌力に優れ殺虫・殺黴の両方に有効であること、毒性が比較的低く大気に放出されると自然に分解され環境に影響を与えないことなど、有効性、安全性の両面で他の薬剤に比べ有利であると認められるものです。 ただし、アルプの取扱は危険を伴うものであるため、薬剤の製造販売業者エア・ウォーターカンパニー株式会社は代理店制度を設けており、関東地方での取扱いは関東港業株式会社の 1 者のみです。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	住民記録システム等保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 20 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川支社 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	22,543,620 円
随意契約によること とした理由	当該契約に係る住民記録システム等に搭載されるソフトウェアは、富士通 Japan 株式会社（旧富士通株式会社）が開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	住基関連システム保守業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川支社 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	7，033，400 円
随意契約によること とした理由	当該契約に係る鎌倉市住民基本台帳ネットワークシステムに搭載されるソフトウェアは、富士通 Japan 株式会社（旧富士通株式会社）が開発し、その著作権を有することから当該業務を履行できる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	定期建物賃貸借
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）4月12日 （契約期間：令和5年（2023年）4月1日 ～ 令和6年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ルミネウイング 鎌倉市大船一丁目4番1号
契 約 金 額	12,403,716円
随意契約によること とした理由	市民等の利便の向上を図るため、前年度以前に引き続き、大船駅ルミネウイングビルの一部を鎌倉市市民サービスコーナーの開設場所として使用するものです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社ルミネウイングと随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	住民記録システム等使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 神奈川支社 横浜市西区高島 1－1－2
契 約 金 額	1 8, 8 6 7, 5 5 2 円
随意契約によること とした理由	住民記録システムについては、富士通 Japan 株式会社（旧富士通株式会社）と契約を締結し本稼働しています。法令改正や本市での運用状況とシステム構成に合わせてカスタマイズを重ねてきたソフトウェアで、かつ住民記録のほか、国民年金、選挙、学務の業務を行う基幹系業務システムのため、仮にシステムの変更・見直しを前提とした場合の影響は大きく、関連する各課との相当な調整・準備期間を要し、システム構築をあらためてやり直す必要が生じます。そのため、当面の間は継続的に使用する必要があり、契約ができる業者は同者のみとなります。 このことから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	マルチコピー機データセンター運用回線使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0647-61-3901
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 21 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	シャープマーケティングジャパン株式会社 東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
契 約 金 額	1, 5 8 4, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	市庁舎内に設置したマルチコピー機から証明書等を発行するにあたり、同設置業者であるシャープマーケティングジャパン株式会社が開発し運用するシステム環境を利用する契約です。同事業者が運営するデータセンターとの通信回線等を使用することとなるため、サービスの提供ができるのは同者のみとなります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	戸籍証明書コンビニ交付システムソフトウェア使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社両毛システムズ 東京支社 東京都千代田区岩本町 2－2－4
契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	戸籍証明書コンビニ交付サービスの導入に当たり構築したシステムは、株式会社両毛システムズが開発し、その著作権を有することから、当該サービスの提供ができる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	個人番号カード交付等予約管理サービス使用
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-61-3901
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 20 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西 大阪府大阪市北区堂島 3－1－21 NTT DATA 堂島ビル
契 約 金 額	2, 5 7 4, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	この予約システムは、令和 3 年（2021 年） 2 月から運用を開始しており、令和 5 年度においてもマイナンバーを継続して普及させていく必要があることから、現システムを継続的に使用する必要があります。よって、同システムの使用について契約ができる業者は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西のほかにはありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	証明書等自動交付サービス委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町 25 番地
契 約 金 額	3,849,300 円
随意契約によること とした理由	地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体の共同出資により共同で運営する組織として「地方公共団体情報システム機構法」に基づく、地方共同法人として設立された団体です。個人番号カードを利用した全国のコンビニのマルチコピー機から住民票や印鑑証明書等を交付するにあたり必要不可欠な事業であり、このシステムを開発し、事業を行っているのは地方公共団体情報システム機構しかありません。そこで、本市では平成 29 年 10 月 1 日からコンビニでの住民票等の交付を開始するにあたり、自治体中間サーバー・プラットフォームを管理運営し、発行件数や手数料等の集約管理等を行っている地方公共団体情報システム機構にこれらの業務を委託しています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	今泉クリーンセンタークレーン補修修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（今泉クリーンセンター） 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 1 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 1 月 11 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 I H I トレーディング 東京都千代田区神田駿河台 2－9
契 約 金 額	10,730,500 円（うち消費税額及び地方消費税額 975,500 円）
随意契約によること とした理由	本業務は、今泉クリーンセンターに設置されている、ごみの投入・攪拌・積替え等で使用するクレーンの劣化した部品を交換する修繕です。 当該クレーンは、I H I 運搬機械株式会社が今泉クリーンセンター専用に設計・製作したもので、部品交換・補修等の修繕は設計製作者である同者以外では詳細な設計図・作成図が入手できず、修繕を履行することが出来ません。 なお、I H I 運搬機械株式会社は代理店制度をとっており、唯一の代理店である株式会社 I H I トレーディングと契約するものです。 価格について、各種部品は専用の製品なので刊行物等により判断することはできませんが、労務単価は、国土交通省の公共工事設計労務単価に所定の作業割増率を乗じた金額と比較したところ廉価でした。また、機器費と直接工事費を基に、社団法人全国都市清掃会議発行の「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となるので、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市低所得世帯支援給付金（追加分）支給業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2923
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 1 月 9 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 1 月 9 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 7 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス
契 約 金 額	44,675,367 円
随意契約によること とした理由	本事業は令和 5 年 11 月 2 日の閣議決定で、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「低所得者支援枠」の追加が決定されたことから、令和 5 年度非課税世帯に対し低所得世帯支援給付金（追加分）（以下、低所得世帯支援給付金という。）を支給することとなりました。 この低所得世帯支援給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対して、1 世帯当たり 7 万円を支給する事業（令和 5 年 6 月から実施している低所得世帯支援給付金（3 万円）の対象世帯が 17,647 世帯であったことから、本事業は約 18,000 世帯が対象となることを見込む）であることから、速やかな支給が求められ、即座に対応する必要性があるものです。 低所得世帯支援給付金支給事業の遂行にあたって、大量の個人情報データを正確にシステム処理する必要があり、そのシステムを短期間で構築し、対象者の抽出、申請書等の印刷、申請書の入力処理、口座振込データの作成業務等を実施する必要があります。株式会社アイネスは、令和 2 年度から令和 5 年度までに実施された特別定額給付金、非課税世帯臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び低所得者世帯支援給付金（3 万円）事業をそれぞれ受託しており、同事業において構築したシステムを改修することにより、迅

	速かつ安価に低所得給付金システムを構築することができます。また、低所得世帯支援給付金の支給については、国から迅速に支援を届けることを求められていることから、低所得世帯支援給付金（3万円）の支給実績データを利用したプッシュ型給付（対象世帯からの確認書返送を求めず給付する方式）を採用し、実施するため、低所得世帯支援給付金（3万円）支給実績データを保持していることが必要です。さらに、申請書の審査・入力・コールセンター等その他付随業務については、低所得世帯支援給付金システムを使用した入力処理、システム上の情報を確認しつつ電話応対を行うこと等を想定しています。付随業務についてもシステム構築業者に委託し、システム構築業者が業務マニュアルの作成及び作業従事者への研修等を行うことで、迅速かつ効率的な運用が可能となります。このような業務体制を構築できるのは、株式会社アイネスにおいて他ありません。 これらのことにより性質が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社アイネスと随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物指定収集袋保管配送・受注収納等業務委託（長期継続契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-23-3000 内線 2343
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 月 17 日 (契約期間：令和 6 年 2 月 1 日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 G-Place 湘南営業所 藤沢市みその台 5-12
契 約 金 額	51,480,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 4,680,000 円） 内訳：月額 1,430,000 円（うち消費税額及び地方消費税額 130,000 円）×36 ヶ月
随意契約によること とした理由	当該業務は、指定袋を取り扱う約 170 店舗からの注文を受け、取扱店へ指定袋の配送を行うほか、流通状況を見据えて在庫管理を行い、取扱店からの注文に対し、すみやかに配送が可能となるよう倉庫で指定袋の保管を行う業務です。 さらに指定袋の納品状況に応じて、取扱店の販売手数料を差し引いた上で、一般廃棄物処理手数料の収納を代行する業務です。 ごみの適正処理において市民生活に直接影響を及ぼすことがないよう、指定袋を安定的に供給し、確実に一般廃棄物処理手数料を収納するためには、この一連の業務を総合的に委託する必要があることから、競争入札参加資格者名簿（令和 5 年 10 月 1 日現在）に登録された業者で、県内に本社又は受任地があり、営業種目「その他の業務請負等委託」のうち、細目を「収納代行」で登録している事業者を抽出したところ、58 者が該当しました。 この 58 者に対して、仕様書に基づく当該業務を履行することが可能か否かの照会を行った結果、対応可能な事業者は、株式会社 G-Place の 1 者のみでした。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	統合内部事務システムディスク増設支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 総務課 電話：0467-23-3000 内線 2243
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 12 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 12 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 22 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	2,931,500 円（うち消費税額及び地方消費税額 266,500 円）
随意契約によること とした理由	日本電気株式会社から賃借している統合内部事務システムサーバについて、同者は設計・開発元であり、同者でなければ設計詳細及びプログラム構成を知りえず、ディスク増設を行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	道路附属物点検調査業務委託（道路案内標識）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道水路管理課 電話：0467-23-3000 内線：2389
契 約 締 結 日	令和 5 年(2023 年) 6 月 2 日 (契約期間：令和 5 年(2023 年) 6 月 2 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 28 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 神奈川県茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	4,799,900 円
随意契約によること とした理由	平成 26 年の道路法施行規則の一部改正により、橋りょう・トンネル等（以下「道路施設」という。）については、国が定める統一的な基準により、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を行うことが基本とされるとともに、これら道路施設については、国が策定した「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に沿った、長寿命化の検討を行い、適切な修繕を施すこととなっています。 このようななか、公益財団法人神奈川県都市整備技術センターが道路施設点検や長寿命化修繕計画の策定に資する道路施設維持管理共同システムの構築・運用を行っていることから、本市においても当該システムの活用を検討したところ、道路施設の適正な法定点検と長寿命化修繕計画の立案・更新が円滑に実施できることから、同者と令和元年（2019 年）5 月 20 日付けで道路施設点検の地域一括発注に関する基本協定（以下「基本協定」という。）を締結しました。 当該契約案件は、この基本協定に則り、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市国民健康保険特定健康診査等業務委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線 2327
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 5 月 31 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 5 月 31 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益社団法人 鎌倉市医師会 鎌倉市材木座三丁目 5 番 35 号
契 約 金 額	執行予定額：103,815,420 円（税込） 単価は別紙のとおり。
随意契約によること とした理由	本事業の契約予定先である公益社団法人鎌倉市医師会（以下「鎌倉市医師会」という。）は、市内の多くの医療機関を統括し、市民の疾病予防を含む一次医療の推進に力を入れています。また、市内各所に鎌倉市医師会所属の医療機関があり、対象者は最寄りの医療機関をはじめ市内の医療機関で健診を受けることができます。 本事業を円滑に実施・遂行できるのは、鎌倉市医師会 1 者のみであり、当該業務を良好に遂行した実績も有しています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

(別紙)

- ・ 特定健康診査（基本事項及び詳細項目を実施）

10,511 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 11,562 円

- ・ 特定健康診査（基本事項及び詳細項目（@10,511 円）＋眼底検査（@1,700 円）を実施）

12,211 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 13,432 円

- ・ 特定健康診査（基本事項及び詳細項目（@10,511 円）＋眼底検査（@4,580 円）を実施）

※眼底検査を行えない健診実施機関で特定健診を行い眼底検査のみ他機関で実施した場合

15,091 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 16,600 円

- ・ 人間ドック

10,440 円に消費税額及び地方消費税額を加算した 11,484 円

なお、上記契約単価のうち、発注者の発行する特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）に記載された自己負担金 2,000 円（税込。対象者、同一世帯の世帯主及び国民健康保険に加入している者が市民税非課税である場合は、税込 500 円）を、実施機関が特定健診の受診者本人から徴収するものとする。また、人間ドック費用助成は、上記契約単価から自己負担金 2,000 円を減額した額を限度額とする。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市国民健康保険特定健康診査受診勧奨業務委託契約（単価契約を含む）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 保険年金課 電話：0467-23-3000 内線 2327
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 8 月 24 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 8 月 24 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社キャンサーズキャン 東京都品川区西五反田 1－3－8 五反田 P L A C E 2 階
契 約 金 額	(1) 額確定分：3,135,000 円（うち、消費税額及び地方消費税額 285,000 円） (2) 単価契約分 印字発送費 単価：143 円（うち、消費税額及び地方消費税額 13 円） 予定数量：19,715 通
随意契約によること とした理由	国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）については、平成 20 年度（2008 年度）高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に対して、内臓脂肪の蓄積等に着目した生活習慣病に関する健康診査及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導の実施が義務づけられ、国が示す目標値（市町村国保の加入者に係る特定健診の受診率 60%以上）とは依然乖離があり、全国市町村国保の状況は平均 36.4%と目標値を大きく下回っています。 本市の、特定健診の受診率は近年 34%で推移していますが、令和 3 年度に公募型プロポーザル方式により選定した株式会社キャンサーズキャンは受診率向上の手法として神奈川県や国民健康保険団体連合会が受診率向上施策として薦める、ナッジ理論（さりげなく働きかけ、その人物が自分の意思で行動する方向へと導く理論）を活用した受診勧奨を提案できる事業者です。また、同者は、AI を活用した受診率向上の手法に関する特許（特許番号：第 6548243 号「健康診断受診確率計算方法及び健診勧奨通知支援システム」）を取得しており、他者では同様の手法で事業を行うことができません。令和 4 年度については発送した受診勧奨通知約 19,000 通に対し令和 5 年（2023 年）2 月時点で 8,746 人が受診しています。

	以上の実績を踏まえ、令和５年度の特健診受診率目標値の45.0%を達成するためには、同者の特許である独自の手法を活用した受診勧奨の実施が必要であることから、令和５年度についても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により株式会社キャンサーズキャンと随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	遠隔地バックアップシステム利用に係る契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2625
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 19 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町 7 番 22 号
契 約 金 額	1, 0 5 6, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	遠隔地バックアップシステムは、市が所有する電子データについて、L G W A N を経由して、日々、遠隔地にバックアップを行うものです。本業務は、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）の認可が必要なLGWAN-ASPでなくてはならず、LGWAN-ASP一覧に関しては、J-LISが公開しています。公開されているLGWAN-ASP内で本市が定める仕様に適したサービスを提供している事業者は、株式会社福島県中央計算センター以外ありません。このことから、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を同者と締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事積算業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線 2410
契 約 締 結 日	令和 5 年 (2023 年) 5 月 26 日 (契約期間：令和 5 年 (2023 年) 5 月 26 日 ～ 令和 5 年 (2023 年) 9 月 25 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人神奈川県都市整備技術センター 茅ヶ崎市汐見台 1 番 7 号
契 約 金 額	3,025,000 円
随意契約によること とした理由	本業務は、鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事について、本市が活用している「公共土木工事積算システム」の運用に準じた工事数量の算出及び工事費の積算を行う業務で、法面整備工事等の専門知識や経験、同システムに準じた工事数量の算出及び工事費の積算に係るノウハウが求められます。 公益財団法人神奈川県都市整備技術センターは、令和 4 年度大船駅東口ペデストリアンデッキ修繕工事積算業務委託に携わるなど、鎌倉市の積算業務委託において実績があり、本市をはじめ県内 22 の市町村が土木積算業務システムとして活用している「公共土木工事積算システム」を提供していることから、同システム運用に準じた委託の成果の取りまとめができる唯一の法人です。 そのため、同者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	由比ガ浜海水浴場水難事故要因調査業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 観光課 電話：0467-61-3884（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 1 月 15 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 1 月 15 日～令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 水難総合研究所 兵庫県赤穂市板屋町 223 番地
契 約 金 額	1, 8 5 9, 0 0 0 円
随意契約によること とした理由	令和 5 年（2023 年）8 月 17 日に由比ガ浜海水浴場で発生した水難事故を契機に、水難事故を招く恐れのある要因の調査を行い、当該調査結果を踏まえて、本市の海水浴場運営における安全対策の一層の充実を図るものです。 事故の要因の調査業務の実施にあたり、人命に関わる重要な調査であることから同様の調査実績を複数有するとともに調査及び分析のノウハウを保持していること、海洋の気候や海流、水難救助学について学術的な知見を持った調査員の配備等が求められます。これらの条件を満たす事業者について海水浴場の監視業務を受託している事業者等に聞き取りを行ったところ、海水浴場に関する水難事故の原因調査を全国的に行っている実績を有する事業者は、株式会社水難総合研究所、公益財団法人日本ライフセービング協会、一般社団法人水難学会に限られるとのことでした。 当該 3 者に見積もりを依頼したところ、株式会社水難総合研究所が他者と比較し、非常に安価な金額を提示しました。 これは、株式会社水難総合研究所に海洋の気候や海流、水難救助学について学術的な知見を持った学識経験者が複数名在籍しており外部に派遣を依頼する必要が無いことに加え、他の業務により由比ガ浜近隣の海流調査等を実施しており、既に収集済みの天気図や海流データ等を活用できるため、測量費用と海流のデータ解析が安価であるという優位性を有していたためです。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	申請書自動作成支援システム
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部行政マネジメント課 電話：0467-23-3000 内線 2220
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）12 月 28 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）12 月 28 日 ～ 令和 6 年（2024 年）1 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	行政システム株式会社 東京都立川市曙町 2－22－20
契 約 金 額	1,487,310 円
随意契約によること とした理由	申請書自動作成支援システムの導入に先駆け、市民課において複数の機器にて実証実験を行った結果、執務室が狭小であることや、申請をお待ちの方の待合スペースで市民課職員が対応するためには、据え置き型の機器ではなくタブレット型による運用が望ましいという結論に至りました。また、本事業はデジタル田園都市国家構想交付金を活用することとなっており、成果指標を国へ報告する必要があります。成果指標として設定した利用者満足度を測定するために、導入する機器にはアンケート機能が備わっていることを機器の選定条件としました。 タブレット型の機器かつアンケート機能を有している製品は、株式会社行政システム（以下、「同者」という。）が提供する製品のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	ライフイズテックレッスン使用契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2721
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 5 月 1 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 5 月 1 日から令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	ライフイズテック株式会社 東京都港区南麻布二丁目 12 番 3 号 南麻布ビル 1F
契 約 金 額	2,420,000 円
随意契約によること とした理由	中学校の新学習指導要領が求める内容である「双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の設定と解決」に対応し、中学生向けのプログラミング学習教材を提供している事業者は、ライフイズテックレッスンを提供しているライフイズテック株式会社のみであることから、同者を契約相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	会計年度任用職員勤勉手当対応委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線：2233
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 2 月 7 日 (契約期間：契約締結日 ～ 令和 6 年（2024 年） 12 月 27 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	6,341,500 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年（2024 年） 3 月 1 日から稼働する日本電気株式会社（以下、「NEC 社」という。）製の人事給与システムに対して、会計年度任用職員の勤勉手当を支給できるようにシステム改修委託を締結するものです。 現行システムは同者が開発したものであり、システムのプログラムを構成する要素であるモジュール、ルーチン、サブルーチン及び定義体の著作権は同者が保有しています。このため、データを現行システムから取り出し、新システムへ移行する作業において同者以外には業務委託を行えないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	御成町在宅福祉サービスセンターにおけるエレベーター修繕契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部保育課 電話：0467-23-3000 内線 2387
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 29 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）11 月 29 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機ビルソリューションズ株式会社横浜支社 横浜市神奈川区金港町 1－7 横浜ダイヤビルディング 26 階
契 約 金 額	14,803,800 円
随意契約によること とした理由	当該契約締結業者はエレベーターの製造及び設置業者であり、また保守点検業務を委託していることから当該センターのエレベーターを熟知しています。 今回の修繕は、制御回路等の重要な機器の交換等であり、交換後の動作試験等調整は他の業者での施工はできません。 このため当該機器を製造設置、保守契約をしている三菱電機ビルソリューションズ株式会社のみが施工可能であり地方自治法令施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和5年度スクールゾーン対策業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	まちづくり計画部 都市計画課 電話：0467-23-3000 内線 2319
契 約 締 結 日	令和5年12月8日 （契約期間：令和5年12月8日 ～ 令和6年3月29日）
契約の相手方の名称 及び所在地	① 東亜交通産業 株式会社 横浜市栄区上郷町 1313-4 ② 有限会社 友和 横浜市栄区公田町 772-3 ③ みなと交通安全 株式会社横浜市港北区大倉山六丁目 29 番 34-101 号 ④ 神交工業 株式会社 平塚市西真土 3-21-15 ⑤ 株式会社 ロードカワサキ 川崎市川崎区藤崎 2-4-10 ⑥ 信号器材 株式会社 川崎市中原区市ノ坪 160 番地 ⑦ 株式会社 ロードサービス 横浜市中区海岸通 4-23 マリンビル 303 ⑧ 株式会社 アシスト 横浜市都筑区荏田南 4-27-44 ⑨ 株式会社 アーバンロード 平塚市東真土 4-11-35 ⑩ 有限会社 ファインテック 相模原市中央区田名 7353-1 ⑪ 株式会社 大藤工業 横浜市青葉区荏田町 430 番地 11 大仲ビル 301 号室
契 約 金 額	6,500,000 円（執行予定金額）別紙のとおり 【昼間施工単価】 薄層カラー舗装（ベンガラ）、薄層カラー舗装（グリーン）@7,900 円 薄層カラー舗装（ベンガラ）修繕、薄層カラー舗装（グリーン）修繕@3,700 円 道路ライン（白線）@450 円、道路ライン（黄線）@600 円、文字・記号@900 円 削除@770 円 【夜間施工単価】 薄層カラー舗装（ベンガラ）、薄層カラー舗装（グリーン）@9,500 円 薄層カラー舗装（ベンガラ）修繕、薄層カラー舗装（グリーン）修繕@4,500 円 道路ライン（白線）@605 円、道路ライン（黄線）@790 円、文字・記号@1,210 円 削除@990 円
随意契約によること とした理由	当該業務は、鎌倉市内各所の補修及び新設等を行う業務であり、緊急時に速やかな対応を図る必要があることから複数の業者と委託契約を締結する必要があります。そこで、ホームページによる参加募集を行い、本市が決定した単価に同意する 11 者と地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号随意契約により単価契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	道路維持管理業務委託(緊急 13)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 道路課 電話：0467-23-3000 内線：2410
契 約 締 結 日	令和 6 年(2024 年) 3 月 1 日 (契約期間：令和 6 年(2024 年) 2 月 6 日 ～ 令和 6 年(2024 年) 3 月 6 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	山内建設株式会社 鎌倉市上町屋 7 9 4 番地 1
契 約 金 額	1,166,000 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年(2024 年) 2 月 6 日 9 時 00 分ごろ、神奈川中央交通株式会社藤沢営業所から、玉縄二丁目 1 番 先の市道 053-000 号線において、積雪によりバスの運行が出来ないとの連絡がありました。 現場を確認したところ、緊急対応が必要と判断したため、災害時における応急対策等の協力に関する協定書(以下「協定書」という)第 3 条(協力の要請)に基づき鎌倉市建設業協会に協力を要請したところ、同協会にて緊急対応ができる業者として山内建設株式会社の推薦がありました。協定書第 4 条に基づき同社のあっせんがあったことから同社を請負業者として選定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	行政施設ネットワーク WSUS 支援業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	共生共創部 デジタル戦略課 電話：0467-23-3000 内線 2578
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 5 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 5 日から令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	都築電気株式会社 第六ソリューション営業統括部 横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	1,794,100 円
随意契約によること とした理由	業務委託の対象となる対象機器は、LGWAN 回線を利用した業務で使用する端末の OS（Operating System の略、以下「OS」という。）のアップデートに対応する作業であり、それらの端末は庁内ネットワークに接続されている端末になります。OS のアップデートを行う際には、OS のアップデート資材の適用によりネットワークの負荷や影響範囲を把握して作業が必要になります。 本市の LGWAN ネットワークについては、本市が契約している行政施設ネットワーク運用保守業務委託の締結を行っています。 そのため、行政施設ネットワーク運用保守業務委託と同様、サーバ等が提供する業務の基盤を行政施設間で共有するための通信網であり、内部事務のみならず各種証明書の交付など住民サービスの提供においても必要不可欠な設備についての知見が必要であり、仮に庁内ネットワークに障害が発生し、通信が途絶えてしまった場合、代替となる措置がなく、直ちに住民サービスに影響を及ぼす可能性があります。そのため、本業務委託については、接続構成に精通し、本市の庁内ネットワークの構築事業者である都築電気株式会社第六ソリューション営業統括部以外に委託することはできません。 契約予定業者は、本市の庁内ネットワークの構築、多数の個別システムの構築等に携わっており、これらのことから唯一保守等の業務を履行することのできる事業者であるた

	め、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結しようとするものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	児童手当システム運用支援業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部こども相談課 電話：0467-23-3000 内線：2872
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 20 日 (契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社神奈川支社 支社長 宇井 哲 横浜市西区高島 1 丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	2,997,621 円
随意契約によること とした理由	児童手当システムのシステム保守等の運用支援業務については、システムの運用環境を熟知する開発業者である富士通 Japan 株式会社以外には実施できません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小児医療システム改修業務委託 (鎌倉市小児医療費助成制度年齢拡充対応) 契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部こども相談課 電話：0467-23-3000 内線：2872
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 7 月 13 日 (契約期間：令和 5 年（2023 年） 7 月 13 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 部長 前田 好治 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	3,344,000 円
随意契約によること とした理由	本契約は、鎌倉市の小児医療における対象年齢が中学 3 年生から 18 歳までに拡大されたことに伴い、システム改修を行ったものです。 小児医療については、株式会社アイネスが開発した福祉総合システムで受給資格の認定、通知書や対象者一覧の出力、支払いデータ作成など、一連の事務を行っています。同システムは株式会社アイネスが開発したものであるため、先に挙げた作業は開発元である株式会社アイネスでしか行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小児医療システム改修業務委託 (神奈川県小児医療費助成制度年齢拡充対応) 契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部こども相談課 電話：0467-23-3000 内線：2872
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 7 月 13 日 (契約期間：令和 5 年（2023 年） 7 月 13 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 部長 前田 好治 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	1, 496, 000 円
随意契約によること とした理由	本契約は、小児医療における神奈川県からの補助金が拡大したことに伴い、システム改修を行ったものです。 小児医療については、株式会社アイネスが開発した福祉総合システムで受給資格の認定、通知書や対象者一覧の出力、支払いデータ作成など、一連の事務を行っています。同システムは株式会社アイネスが開発したものであるため、先に挙げた作業は開発元である株式会社アイネスでしか行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	小児医療証発行に係る小児医療システム運用業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	こどもみらい部こども相談課 電話：0467-23-3000 内線：2874
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 4 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 4 日～令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 部長 山本 真也 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	1,633,500 円
随意契約によること とした理由	福祉総合システムは、株式会社アイネスが開発したパッケージソフトです。また、小児医療費助成制度の対象が 15 歳年度末までだったものが 18 歳年度末までに対象年齢を拡大したことに伴う福祉総合システム改修業務を開発業者である株式会社アイネスが行っており、本業務は 18 歳年度末までの年齢拡大対応システム改修に関連した業務であるため、契約予定業者以外の事業者が本業務を行った場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明確になり、システムの機能が損なわれる恐れがあります。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和5年度（2023 年度）介護保険システム制度改正対応業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部介護保険課 電話：0467-61-3947 内線：2699
契 約 締 結 日	令和5年（2023 年）3月6日 （契約期間：令和6年（2024 年）3月6日 ～ 令和6年（2024 年）3月29日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 関東・信越公共ビジネス統括部 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島 1-1-2
契 約 金 額	5,511,440 円
随意契約によること とした理由	本市が運用する介護保険システムは、富士通 Japan 株式会社が開発したパッケージソフトです。 この度、介護保険法の改正（令和6年4月施行）にあたり、介護保険システムに法改正の内容を反映させる必要があります。 当該業務は開発元しかできない業務に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。 当該業務は、システムエンジニア（以下、「SE」という。）が行う作業であり、14.0工数（日）を想定しています。作業時間を1日8時間とした場合、時間単価にすると12,325円となります。（SE作業費用1,380,400円） JECCの調べによると、2023年度作業分に適用される「サービス商品価格表」におけるSEの一時間あたりの平均単価は、大手企業における上級SEで17,800円、一般SEで13,200円となっています。 当該業務委託におけるSEの作業単価はこれと比較して安価であり、見積価格は妥当なものと考えます。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金支給業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 福祉総務課 電話：0467-23-3000 内線 2923
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 8 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 8 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 10 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部
契 約 金 額	4 6 , 3 4 9 , 3 1 4 円
随意契約によること とした理由	本事業は令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定された、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、現在行っている低所得世帯支援給付金（追加分）に合わせて、令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯及び令和 5 年度非課税世帯、令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯において同一世帯となっている 18 歳以下の児童がいる世帯に対し低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金を支給することとなりました。 この給付金は、賃金の上昇額が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため実施される定額減税や非課税世帯への給付金の施策の狭間となる世帯等に対して、1 世帯当たり 10 万円及び児童一人当たり 5 万円を支給する事業であることから、速やかな支給が求められ、即座に対応する必要性があるものです。 低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金支給事業の遂行にあたって、大量の個人情報データを正確にシステム処理する必要があり、そのシステムを短期間で構築し、対象者の抽出、申請書等の印刷、申請書の入力処理、口座振込データの作成業務等を実施する必要があります。株式会社アイネスは、令和 2 年度から令和 5 年度までに実施された特別定額給付金、非課税世帯臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金及び低所得者世帯支援給付金（3 万円）、低所得者世帯支援給付金（追加分）事業をそれぞれ受託しており、類似のシステムを構築していることから、迅速かつ安価に低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金システムを構

	築することができます。また、低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金の支給については、国から迅速に支援を届けることを求められていることから、非課税世帯のこども加算給付金については、低所得世帯支援給付金（追加分）の支給実績データを利用したプッシュ型給付（対象世帯からの確認書返送を求めず給付する方式）を採用し、実施するため、低所得世帯支援給付金（追加分）支給実績データを保持していることが必要です。さらに、申請書の審査・入力・コールセンター等その他付随業務については、低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付金システムを使用した入力処理、システム上の情報を確認しつつ電話応対を行うこと等を想定しています。付随業務についてもシステム構築業者に委託し、システム構築業者が業務マニュアルの作成及び作業従事者への研修等を行うことで、迅速かつ効率的な運用が可能となります。このような業務体制を構築できるのは、株式会社アイネスにおいて他ありません。 これらのことにより性質が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を理由として、株式会社アイネスと鎌倉市低所得世帯等こども加算・均等割のみ課税世帯支援給付事業業務の随意契約を締結しようとするものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	緑地維持緊急管理委託（その 10）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線：2442
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 5 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 1 月 17 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 8 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社京浜植物園 鎌倉市梶原三丁目 35 番 2 号
契 約 金 額	6,688,730 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年（2024 年） 1 月 16 日、（仮称）笛田三反所緑地内で倒木があると通報がありました。天候等の影響で隣接する鎌倉ローンテニスクラブのテニスコートに対しても直接的な被害を及ぼす可能性があることから緊急対応が必要だと判断し、ワイヤー牽引、倒木処理等及び浮石除去等を行いました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	都市公園等整備事業用地維持管理等業務委託（緊急その6）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線：2618
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）2月28日 （契約期間：令和6年（2024年）2月9日 ～ 令和6年（2024年）2月29日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 植政造園 鎌倉市二階堂729番地
契 約 金 額	1,001,000 円
随意契約によること とした理由	令和6年（2024年）2月6日、山崎・台峯緑地内の樹木が倒れ、園路を塞いでいるとの通報がありました。当該倒木は、公園施設に対して直接的に被害を及ぼしており、至急の作業を要したため、緊急対応が必要だと判断し、緊急措置として倒木処理を行いました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉海浜公園由比ガ浜地区仮設管理事務所アスベスト建材解体業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線 2557 0467-61-3582（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）7 月 6 日 （契約期間：契約締結日～令和 5 年（2023 年）8 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	立川ハウス工業株式会社厚木営業所 厚木市中町 4-8-9 トラストワンビル 11 3F
契 約 金 額	2,659,800 円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 5 年（2023 年）3 月 28 日付で契約した鎌倉海浜公園由比ガ浜地区仮設管理事務所賃貸借業務契約（以下「賃貸借業務契約」という。）において同業務特記仕様書で定めるアスベスト調査によりレベル 3 の陽性結果が検出されたため追加で必要となる解体に係る措置の対応をするための業務です。賃貸借業務契約には、標準的な解体作業に係る費用が含まれていますが、アスベストが検出された場合の解体費については含まれておらず、別途協議することとしています。鎌倉海浜公園由比ガ浜地区仮設管理事務所の設営については、解体作業後に、賃貸借の目的物となる仮設管理事務所の建築を行うことを予定しているため、確実に予定工期限内に解体作業を終える必要があります。アスベスト建材解体作業は、賃貸借契約の解体作業と一連の作業になることから、アスベスト建材解体作業のみ別業者と契約することは、一度、現場を立川ハウス工業株式会社（以下「立川ハウス」という。）から別業者に引き継ぎ、再度立川ハウスが引き継ぐ必要が生じることとなり、工期限内に終わらせることが困難となるため、契約の性質上、契約相手の代替性がないといえ、競争入札に適しません。 また、財政実務上、債務負担行為を設定した契約を変更する際には、開始年度及び最終年度を除き、再度の議決を経て債務負担行為を設定しなければなりません。本賃貸借業務契約は、令和 4 年度当初予算で令和 9 年度までの債務負担行為を設定し、令和 4 年 12 月補正予算で増額及び令和 10 年度まで期間の延長をしています。そのため、財政課から、既に一度補正を行っており、再度予算の変更を行うことはできないため、変更契約をすることが出来ないとの回答を得ています。以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	(仮称) 第 4 次鎌倉市総合計画策定支援業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	共生共創部 企画課 電話：0467-23-3000 内線 2245
契 約 締 結 日	令和 6 年 (2024 年) 3 月 5 日 (契約期間：令和 6 年 (2024 年) 3 月 5 日 ～ 令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 2 号 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
契 約 金 額	37,308,012 円
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 8 年 (2026 年) 度を始期とした新たな総合計画の策定にあたって、新たに構築していく計画と都市経営の柱とする概念との論理的構成の検証や市民への効果的な説明の手法検討、収集データの社会状況を加味した時点修正について、客観的かつ専門的な視点からの支援を受ける業務となります。 業務の性格上、計画策定に適した分析力や企画力、豊富な経験等を有する者による実施が必要であるため、事業者選定については、金額の多寡ではなく、計画策定に適した分析力や企画力、豊富な経験等を有する者を設定するため、プロポーザル方式で事業者の選定を行った結果、最優秀事業提案者となった上記相手方と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	今泉クリーンセンターごみピット内漏水箇所緊急修繕
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（今泉） 電話：0467-44-5344（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）3月19日 （契約期間：令和6年（2024年）3月13日～ 令和6年（2024年）3月27日）
契約の相手方の名称 及び所在地	大栄環境株式会社 神戸市東灘区向洋町東二丁目2番4号
契 約 金 額	1,815,000 円
随意契約によること とした理由	令和6年（2024年）3月10日（日）、今泉クリーンセンターごみピット内清掃等業務を実施している大栄環境株式会社から、ごみピット内で大規模な漏水が生じている報告があり、漏水箇所を確認した結果、毎分約3.6～4.0ℓ、1日約5.2tの水がごみピット内に流入していました。 今後、名越クリーンセンターが焼却停止することに伴い、今泉クリーンセンターは市内唯一の中継施設として可燃性一般廃棄物を受け入れる予定であり、安定的な施設運用体制の整備が不可欠です。 大規模な漏水が続くと、ごみの重量増加や排水設備の負担増など施設運用上のリスクを抱えることになるため、市民への影響も踏まえ、随意契約により緊急修繕を実施し、中継施設機能の回復を図ったものです。 今泉クリーンセンターごみピット内清掃等業務は令和6年（2024年）2月19日に契約締結し、大栄環境株式会社が受託者として実施しており、同者はごみピットの清掃や簡易補修を実施しているピット内の現状を詳細に把握しています。 また、現在、今泉クリーンセンターごみピット内清掃等業務によりピット内のごみが非常に少なくなっており、今後、ごみ量が増えるとピット内での作業が困難になることから、この間に必要な修繕を行う必要がありますが、ピット内に降りる機材等の体制を当該業者以外では短期間に用意することができないことから、大栄環境株式会社を契約予定業者として選定しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	人事給与システムクラウド利用
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 職員課 電話：0467-23-3000 内線：2233
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 2 月 26 日 (契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 1 日 ～ 令和 11 年（2029 年） 2 月 28 日)
契約の相手方の名称 及び所在地	日本電気株式会社 神奈川支社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	23,727,000 円
随意契約によること とした理由	本契約は、日本電気株式会社製の人事給与システムをクラウド利用することを目的としたものです。 令和 4 年度（2022 年度）に債務負担行為により日本電気株式会社とシステム構築委託契約を締結し、令和 6 年（2024 年）2 月末日までの契約期間で構築委託したシステムに係る利用契約であることから一般競争入札に適さず、同社と契約締結をしないと構築したシステムの利用ができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害福祉システム改修業務委託契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：0467-23-3000 内線 2693 0467-61-3975（直通）
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 26 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 26 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	2,090,000 円
随意契約によること とした理由	本業務委託は、株式会社アイネスが開発した「障害福祉システム」の整備業務であり、そのシステム構成やデータベースは独自仕様であることから、業務に滞りのない運用ができるのは同者以外にありません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	山崎浄化センター非常用自家発電設備点検
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 22 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 22 日～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社カワサキマシンシステムズ 統括本部ガスタービ ンサービス本部 東部事業所 東京都千代田区神田駿河台 2－5－1 （御茶ノ水ファーストビル 9 階）
契 約 金 額	1,683,000 円
随意契約によること とした理由	本発電設備は、川崎重工業株式会社が現場の状況に合わせて設計・施工したもので、その構造は発電機・原動機・制御回路・起動用バッテリー等が一体となった同者独自の発電設備です。使用されている製品は、他者との互換性がないため、川崎重工業株式会社が他者に秘匿している事項についても情報提供等の協力が得られる同者の総代理店である株式会社カワサキマシンシステムズしか実施できません。 契約金額については、下水道用設計標準歩掛表で計算して比較したところ、妥当であると判断しました。 このことから、株式会社カワサキマシンシステムズ統括本部ガスタービンサービス本部東部事業所と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	緑地維持緊急管理委託（その 14）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線：2557
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 21 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 2 月 26 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 28 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	四国庭石株式会社 鎌倉市笛田三丁目 17 番 3 号
契 約 金 額	2,798,400 円
随意契約によること とした理由	令和 6 年（2024 年）2 月 22 日、（仮称）笛田三反所緑地内で倒木があると通報がありました。天候等の影響で隣接する鎌倉ローンテニスクラブのテニスコートに対しても直接的な被害を及ぼす可能性があることから緊急対応が必要だと判断し、倒木処理等を行いました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度鎌倉市公共下水道山崎浄化センター再構築基本設計（耐震実施計画）に係る技術的援助に関する協定（その 2）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 浄化センター 電話：0467-46-8001
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 27 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 27 日 ～ 令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
契 約 金 額	146,000,000 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市公共下水道山崎浄化センター再構築基本設計（耐震実施計画）は、令和 4 年（2022 年）度から令和 6 年（2024 年）度までの 3 か年かけて、現在の耐震基準への適合確認（※2 レベル 2 地震動（S56 年新耐震基準※1 レベル 1 地震動はクリアしていると判断））を行うために耐震診断を実施するもので、日本下水道事業団（以下「事業団」という。）と協定を締結し、施行委託するものです。 事業団は、日本下水道事業団法（以下「法」という。）に基づき国土交通省の認可を受けて設立された公益法人であり、その設立にかかる出資者は、本市を含む地方公共団体です。事業団の主たる業務は、地方公共団体からの委託により行う下水道の根幹的施設の建設及びこれに係る設計並びに維持管理等であり、このことは、法第 1 条及び第 26 条その他の規定により定められています。 本業務は、一般的な設計委託等の請負とは異なり、専門的知識と経験が求められます。また、本業務において耐震診断に係る発注から、契約の締結・検収及び会計検査までを一括して委託できるのは唯一事業団だけです。さらに、本業務は事務委任契約であり、受託者は本市を代理して自らの名においてこれらを実施します。このため、受託者には、下水道法第 22 条及び同法施行令第 15 条に定める資格（公共の処理施設、ポンプ施設及び排水施設等の実務経験等）を有すること

	が求められますが、法第 27 条第 1 項において事業団のみが適用を除外されています。 以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、事業団と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	税基幹システム改修業務委託（令和 6 年度定額減税対応）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	総務部 市民税課 電話：0467-23-3000 内線：2295
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 18 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 18 日～令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海 3 丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	12,870,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 1,170,000 円）
随意契約によること とした理由	鎌倉市税基幹システムは、導入に際し「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」に基づく公募型プロポーザル方式により「鎌倉市税基幹システム更新委託業者選定審査委員会」において選定されました。 本委託業務は、地方税法等の一部改正に伴う、令和 6 年度定額減税に対応するため、当該税基幹システムの改修を実施するもので、開発業者である株式会社アイネスでなければ行うことができません。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	汚水・雨水台帳調製委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 下水道河川課 電話：0467-23-3000（内線2537） 0467-61-3769（直通）
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）2月6日 （契約期間：令和6年（2024年）2月6日～令和6年（2024年）3月25日）
契約の相手方の名称 及び所在地	有限会社 鎌倉測量社 鎌倉市岩瀬1056番地
契 約 金 額	執行予定額：3,960,000円
随意契約によること とした理由	令和5年度 汚水・雨水台帳調製委託において、令和6年1月12日に入札を行いました。が、予定価格以下での入札がなかったため不落になりました。 本委託は、前年度10月から当年度9月頃までに受納した下水道施設について汚水・雨水台帳の調製を行うもので、最新の状態にしなければいけないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約としたものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	不燃ごみ資源化（溶融固化）処理業務委託（単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 5 月 31 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	エコシステム株式会社株式会社 千葉県袖ケ浦市長浦拓 1 号 30－ 2 株式会社東亜環境コーポレーション 神奈川県海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号 有限会社大昌 千葉県袖ケ浦市蔵波台一丁目 4 番地 18 メルテック株式会社 栃木県小山市大字梁 2333 番地 29
契 約 金 額	執行予定金額：33,762,960 円 単価(税別)：58.8 円/kg 予定数量：522,000kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するように求められています。 ア 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 イ 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、同法施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないこと。 ウ 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則ですが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26

年1月28日付)において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。

本市が委託契約を行う上においても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。

また、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。

本業務の事業者を選定するに当たり、運搬にかかる効率性、費用及び環境負荷を考慮し、関東圏（神奈川県、東京都、埼玉県、栃木県、群馬県、千葉県及び茨城県）で、ガス化溶融にて溶融固化処理を行う事業者から選定するものとししました。関東圏各都県の産業廃棄物処理業者名簿によると、該当する事業者は3者（オリックス資源循環株式会社、ASR リサイクリング鹿島株式会社及び J&T 環境株式会社）あります。このうち、J&T 環境株式会社は一般廃棄物処分業の許可を受けていないことから、残る2者に対して見積もり依頼を行ったところ、両者から辞退届が提出されました。令和4年度（2022年度）の委託先である ASR リサイクリング鹿島株式会社ですが、令和4年度（2022年度）の搬入実績を踏まえると、陶磁器くずの大きさなどが合わず、同者で破碎する必要性が生じ、品質上取扱いが困難であることから、通年での受入ができないとの回答がありました。

しかしながら、本市の一般廃棄物処理基本計画の基本理念である「ゼロ・ウェイストかまくら」を実現するためには、埋め立てによらない処理を行う必要があります。

そこで、関東圏各都県の産業廃棄物処理業者名簿から、本市の不燃残さの品目（陶磁器くず、ガラスくず、金属くず、プラスチックくず、ゴム製品、ビニール製品、紙類、布類及び革製品）を取り扱っている事業者16者について、確認を行うこととししました。当該16者のうち10者については、本市の不燃残さすべての品目にかかる焼却処理を確認できず、残る5者についても既存顧客分の受入のみで新規の受注をしていないことや、本市の不燃残さの組成が受入基準に合わないこと、運搬業務の対応ができないこと、一般廃棄物処理の許可を受けていないことなどから、受入ができないことを確認しました。

このような中、エコシステム千葉株式会社は、同者施設の定期修繕

	の期間以外という条件はあるものの受入が可能であることを確認したものです。 同者は、本市が別途契約予定の可燃ごみの焼却灰の溶融固化処理事業者であるメルテック株式会社のグループ企業であり、焼却灰の一部をメルテック株式会社において溶融固化して資源化しています。令和3年度（2021年度）の不燃ごみ資源化（溶融固化）処理業務の受注者でもあり、焼却から溶融固化処理まで確実に実施することができます。また、同者は、本市と災害協定を締結しており、同者と契約を締結し、平時から廃棄物の処理を委託することにより、災害時においても安定したごみ処理体制を確保することにつながります。 なお、運搬については、エコシステム千葉株式会社の指定に基づき、中間処理事業者からエコシステム千葉株式会社までの運搬を株式会社東亜環境コーポレーションが行い、エコシステム千葉株式会社からメルテック株式会社までの運搬を株式会社東亜環境コーポレーション及び有限会社大昌が行います。有限会社大昌は、随意契約にかかる協議依頼後に、エコシステム千葉株式会社の申し出により新たに契約先として追加したのですが、契約先の追加により業務内容及び契約金額について変更が生じるものではなく、当該契約先の追加については、契約検査課に相談し、差し支えない旨の回答を得ています。 以上のことから、令和5年度（2023年度）の本業務を実施できるのはエコシステム千葉株式会社のみです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	容器包装プラスチック等再商品化業務委託(複数単価契約)
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 7 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル
契 約 金 額	執行予定額： 3,128,048 円 単価(税抜)：①ガラスビン（無色） 6.0 円/kg ②ガラスビン（茶色） 8.2 円/kg ③ガラスビン（その他） 16.1 円/kg ④プラスチック製容器包装 58.0 円/kg 予定数量：(総量×市町村負担比率) ① 679,000kg×4%、②320,000kg×12%、 ③ 630,000kg g×8%、④268,000kg×1%
随意契約によること とした理由	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、当該業務を適正かつ確実に行うことができるとして関係省庁から指定を受けた国内唯一の指定法人です。 協会はこの指定を受けることにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条の 2 第 2 項及び廃棄物処理法施行令第 4 条による廃棄物処理の委託基準にも適合しています。 また、契約予定単価は、協会が算出し、関係省庁（環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産）の大臣が認可したものであることから、適正であると言えます。そのため、本業務については当協会を契約相手として選定しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理にかかる運搬業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 5 月 23 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 5 月 23 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社東亜環境コーポレーション 神奈川県海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号
契 約 金 額	(1) 株式会社市原ニューエナジー 11,170 円/ t (2) 株式会社ナリコー 11,190 円/ t (3) エコシステム千葉株式会社 10,980 円/ t (4) 株式会社ミダック 11,190 円/ t (5) 株式会社アクトリーR&D センター 12,390 円/ t （いずれも消費税額及び地方消費税額を含まず）
随意契約によること とした理由	令和 5 年度（2023 年度）は本業務のほか、今泉クリーンセンターにおいて別途契約を予定している「可燃ごみ資源化処理にかかる運搬（1 日当たり 4～5 回程度）」のための積み込み及び搬出を行うこととしています。 本業務では同センターにおいて、可燃ごみの積み込みを行い、5 か所の焼却施設まで搬出しますが、いずれも同一の積込場所での業務となるため、同センターの限られたスペースでの車両の待機を含め、限られた時間内で円滑に業務を実施しなければなりません。 また、運搬経路の交通事情等を考慮した上で、運搬先施設の開所時間中に搬入する必要があります。渋滞等の影響が考えられる場合には、積込時間を入れ替えるなど柔軟な対応が必要であり、当該配車調整を行うには、同一事業者による業務の実施が必須となります。 今泉クリーンセンターからの搬出を予定している業務のうち、可燃ごみ資源化処理にかかる運搬に関しては、運搬先の資源化事業者から株式会社東亜環境コーポレーションによる運搬を行うことについて指定を受けています。 以上のことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2

	号の規定に基づき、本業務についても同者と随意契約を締結するものです。
--	------------------------------------

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）7月6日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和6年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社市原ニューエナジー （千葉県市原市万田野 733 番地） 引間運輸株式会社 （埼玉県秩父市下吉田 3848 番地） ツネイシカムテックス株式会社 （広島県福山市沼隈町大字常石 1083 番地）
契 約 金 額	執行予定額：2,376,000 円 単価(税別)：36,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 60 t
随意契約によること とした理由	第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東1都6県のほか静岡県、山梨県、長野県の政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者 104 者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（1）鎌倉市から処理施設までの距離が半径 150km 圏内にある施設、（2）処理施設の能力が日量 80 トン以上の施設、（3）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（4）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行った結果、5 者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基

本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。

また、うち1者は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者をバックアップ協定の締結先として選定したものです。

本契約は、当該バックアップ協定をより確実性のあるものとするため、平時から少量の燃やすごみの処理を全ての事業者に委託するものです。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、4者のうちの1者である株式会社市原ニューエナジーと随意契約を締結したものです。

本業務については、株式会社市原ニューエナジーから見積書の提出を受けていますが、業務の履行に当たっては、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に関係するそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 6 月 1 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 6 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ナリコー （千葉県成田市三里塚光ケ丘 1 番地 1331） 有限会社中央興業 （千葉県成田市十余三 15 番地 4） 中央電気工業株式会社 （茨城県鹿嶋市大字光 4 番地）
契 約 金 額	執行予定額：2,194,500 円 単価(税別)：38,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 52.5 t
随意契約によること とした理由	第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2 市 1 町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東 1 都 6 県のほか静岡県、山梨県、長野県の政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者 104 者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（１）鎌倉市から処理施設までの距離が半径 150km 圏内にある施設、（２）処理施設の能力が日量 80 トン以上の施設、（３）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（４）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行った結果、5 者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基

本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。

また、うち1者は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者をバックアップ協定の締結先として選定したものです。

本契約は、当該バックアップ協定をより確実性のあるものとするため、平時から少量の燃やすごみの処理を全ての事業者に委託するものです。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、4者のうちの1者である株式会社ナリコーと随意契約を締結したものです。

本業務については、株式会社ナリコーから見積書の提出を受けていますが、業務の履行に当たっては、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に係るそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市一般廃棄物の焼却資源化処理業務委託（単価契約） 契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 6 月 1 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 6 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社ミダック （静岡県浜松市東区有玉南町 2163 番地） 株式会社東亜環境コーポレーション （海老名市杉久保南五丁目 16 番 12 号） ツネインカムテックス株式会社 （広島県福山市沼隈町大字常石 1083 番地）
契 約 金 額	執行予定額：2,376,000 円 単価(税別)：36,000 円（可燃ごみ 1 t 当たり） 予定数量：可燃ごみ 60 t
随意契約によること とした理由	第 3 次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）では、将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2 市 1 町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ協定を締結して体制を構築することとしています。 このため、運搬が可能な距離である関東 1 都 6 県のほか静岡県、山梨県、長野県の政令指定都市及び中核都市のホームページに公開されている産業廃棄物処理施設一覧から、施設の種類については「焼却」、処理品目については燃やすごみの主成分である「動植物残さ」で許可を受けている事業者 104 者を抽出しました。 抽出した事業者から、さらに本市の廃棄物の処理に必要な条件として、（１）鎌倉市から処理施設までの距離が半径 150km 圏内にある施設、（２）処理施設の能力が日量 80 トン以上の施設、（３）サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設、（４）一般廃棄物の受入が可能な施設で絞り込みを行った結果、5 者が残りました。 なお、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基

本理念とした基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用（リユース）又は再資源化（リサイクル）による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。本契約は、不測の事態等における廃棄物の処理であることから焼却処理を行うものの、単に焼却するのではなく、可能な限り基本計画に沿った処理を行う必要があります。このため、「サーマルリサイクルによるエネルギー回収が可能な施設」であることを事業者選定の条件としています。

また、うち1者は、乾式メタン発酵による処理を希望しており、当該処理による場合、燃やすごみの中には処理不適物が含まれることから前選別が必要になる等、不測の事態等における緊急的な処理には支障があることから、同者を除いた4者をバックアップ協定の締結先として選定したものです。

本契約は、当該バックアップ協定をより確実性のあるものとするため、平時から少量の燃やすごみの処理を全ての事業者に委託するものです。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、4者のうちの1者である株式会社ミダックと随意契約を締結したものです。

本業務については、株式会社ミダックから見積書の提出を受けていますが、業務の履行に当たっては、焼却施設から資源化施設までの運搬事業者、資源化処理事業者が関わります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項において、事業者は一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬及び処分についてそれぞれ委託しなければならない旨が定められているため、本業務の履行に係るそれぞれの事業者を契約の当事者として、複数者契約の形式で締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大型生ごみ処理機保守管理契約
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-84-8706（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 21 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	有限会社ビーエム技研 東京都墨田区墨田四丁目 47 番地 16 号
契 約 金 額	1,787,500 円
随意契約によること とした理由	本業務は、市立小学校 4 校から発生する給食残渣及び市営岡本住宅から発生する生ごみの資源化を図るため、市立小学校 4 校及び市営岡本住宅敷地内に設置した大型生ごみ処理機（バイオメイト BM600-S 及び BM300-S）の保守管理及び成果物の搬送を行う業務です。 当該機器の保守管理業務には、安定的に使用できることや、当該機器特有の性能等に関する十分な知識を有し、当該機器を適切に維持管理する能力が必要であり、有限会社ビーエム技研はこれまで、当該機器の保守管理業務を受託しており、かつ業務状況が良好で安定した業務を遂行してきました。 当該事業者は、当該機器の製造会社の解散に伴い、製造会社の元社員が設立した事業者であり、保守管理業務及び生ごみ処理機用発酵菌の販売についての業務を引き継いだ唯一の事業者であることから、大型生ごみ処理機の保守点検を確実に行えます。 以上のことから、令和 5 年度における本事業の実施を行えるものは当該事業者のみであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	選別設備保守点検業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部 環境センター（笛田リサイクルセンター） 電話：0467－32－9090（直通）
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）6月9日 契約期間：令和5年（2023年）6月9日～令和5年（2023年）9月29日）
契約の相手方の名称 及び所在地	昱株式会社神奈川支店 横浜市中区吉田町 65 番地
契 約 金 額	3, 4 1 0, 0 0 0円
随意契約によること とした理由	本業務は、搬入されるビン、缶、ミックスペーパーの計量、荷上げ、搬送、選別、圧縮、梱包など、資源物の受け入れから資源化業者への搬出までの各設備について、劣化等の現状を把握して、維持管理に役立てる業務です。 選別施設は、笛田リサイクルセンター専用に設計、施工されたものであり、各種制御機器、動力機器、データ処理システム等が密接に連動して資源物の処理を行っています。そのため各設備の連動性を考慮した全体処理システムの保守点検業務を実施できる者は、施工業者しかおりません。 価格については、国土交通省が公表している「設計業務委託等技術者単価」や「公共建築工事共通費積算基準」に基づいて積算した額と、相手方から提出された見積額と比較したところ、積算額より見積額の方が廉価であったため、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	氏名の振り仮名法制化に伴う住民基本台帳システム改修委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）3月 28日 （契約期間：令和6年（2024年）3月 28日 ～ 令和7年（2025年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	富士通 Japan 株式会社 関東・信越公共ビジネス統括部 神奈川公共ビジネス部 横浜市西区高島1丁目1番2号
契 約 金 額	20,508,400円
随意契約によること とした理由	本市の住民基本台帳ネットワークシステムは、富士通 Japan 株式会社が開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できる業者は同者のみです。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	氏名の振り仮名法制化に伴う戸籍附票システム改修委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	市民防災部 市民課 電話：0467-23-3000 内線 2314
契 約 締 結 日	令和6年（2024年）3月 28日 （契約期間：令和6年（2024年）3月 28日 ～ 令和7年（2025年）3月 31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社両毛システムズ 東京支社 東京都千代田区岩本町2-2-4
契 約 金 額	3, 7 4 0, 0 0 0円
随意契約によること とした理由	本市の戸籍情報総合システムは、株式会社両毛システムズが開発し、その著作権を有することから、当該業務を履行できる業者は同者のみとなります。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	廃乾電池及び廃蛍光管資源化処理業務委託（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	環境部ごみ減量対策課 電話：0467-61-3396（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 21 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	野村興産株式会社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 3 号
契 約 金 額	執行予定額：6,220,500 円 単価(税別)：廃乾電池 82 円/kg、廃蛍光管 131 円/kg 予定数量：廃乾電池 45,000kg、廃蛍光管 15,000kg
随意契約によること とした理由	「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（平成 26 年 10 月 8 日付 環境省通知）」により、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要であるため、次のことを徹底するように求められています。 1 市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づき、適正に処理すること。 2 市町村は、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに最終処分が終了するまでの適正な処理を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃棄物処理法」という。）施行令第 3 条及び第 4 条に従い、適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受注者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならないこと。 3 契約の締結については、地方自治法の規定に基づく競争入札により行うことが原則だが、廃棄物の処理に関する最高裁判例（平成 26 年 1 月 28 日付）において、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」ことが示されているため、廃棄物処理法の目的及び趣旨を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な運用を図ること。 本市が委託契約を行うにおいても、自由競争が可能な業務を除き、以上の点を踏まえて契約の相手方を選定する必要があります。

	また、本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を基本理念とした一般廃棄物処理基本計画を策定し、焼却や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることを目指しているため、一般廃棄物の処理に当たっては、再使用又は再資源化による安定的な処理が可能な事業者との契約締結が求められます。 そのため、次の要件を満たす業者を選定するものです。 1 廃乾電池及び廃蛍光管等の水銀使用製品の処理が可能であること。 2 水銀の再資源化を自社で完了できること。(水銀の精製が可能であること。) 以上の要件を満たす事業者は野村興産株式会社のみです。このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	--

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	選別設備（コンテナ搬送装置、コンテナ洗浄装置、自動選別装置、金属圧縮機及び紙圧縮梱包機）修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	環境部 環境センター（笛田リサイクルセンター） 電話：0467-32-9090
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）5月26日 （契約期間：令和5年（2023年）5月26日 ～ 令和6年（2024年）3月31日）
契約の相手方の名称 及び所在地	新明和工業株式会社流体事業部営業本部 横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号
契 約 金 額	24,716,340円
随意契約によること とした理由	本業務は経年劣化により老朽化した駆動部品等を交換し、機能の回復を図る修繕です。 このコンテナ搬送装置、コンテナ洗浄装置、自動選別装置、金属圧縮機及び紙圧縮梱包機は新明和工業株式会社の製品で、駆動部品等の交換整備に当たっては、詳細な設計図や制御システム等が分からなければ、機能を回復することができないため、同者以外では修繕を履行することはできません。 価格について、各種部品は専用の製品なので刊行物等により判断することはできませんが、労務単価は、国土交通省の「公共工事設計労務単価」に所定の作業割増率を乗じた金額と比較したところ廉価でした。 また、機器費と直接工事費を基に、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」の諸経費率を使って修繕費を積算すると、見積金額の方が廉価となるので、価格は妥当であると判断しました。 このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	教師用指導書 第一小学校他 13 校分
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 教育総務課 電話：0467-23-3000 内線 2722
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 2 月 22 日 （納期限：令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社島森書店 鎌倉市小町一丁目 9 番 3 号
契 約 金 額	37,668,180 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市立小学校で教員の使用する教科書及び指導書のうち、鎌倉市立第一小学校を始めとする 14 校については、教科書の発行に関する臨時措置法第 10 条第 2 項に基づき、株式会社島森書店が教科書及び指導書等販売の特約販売店として神奈川県教科書販売株式会社より指定を受けています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	教師用指導書 深沢小学校他 1 校分
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 教育総務課 電話：0467-23-3000 内線 2722
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 3 月 11 日 （納期限：令和 6 年（2024 年） 3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	有限会社 井上書房 藤沢市川名二丁目 1 番 2 号
契 約 金 額	5,348,640 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市立小学校で教員の使用する教科書及び指導書のうち、 鎌倉市立深沢小学校を始めとする 2 校については、教科書の 発行に関する臨時措置法第 10 条第 2 項に基づき、有限会社井 上書房が教科書及び指導書等販売の特約販売店として神奈川 県教科書販売株式会社より指定を受けています。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	令和 5 年度鎌倉市公共下水道全体計画（持続型下水道再整備事業）策定業務委託（管渠基本検討）に関する協定
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部 下水道経営課 電話：0467-23-3000 内線 2317
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）8 月 2 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）8 月 2 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	日本下水道事業団 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
契 約 金 額	18,800,000 円
随意契約によること とした理由	地方共同法人日本下水道事業団（以下「事業団」という。）は、日本下水道事業団法（昭和四十七年五月二十九日法律第四十一号、以下「法」という。）の規定により、地方公共団体が出資し、国土交通大臣の認可を受けて設立された地方共同法人です。 事業団は、法第 1 条及び第 26 条に定められているとおり、地方公共団体等の要請に基づき、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理を行い、下水道に関する技術的援助を行うこと等により、下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全に寄与することを目的に設置されており、地方公共団体に代わって発注から、契約の締結・検収及び会計検査までを一括して委託することを法律上規定されている唯一の法人です。これまで、全国の地方公共団体における下水道計画の策定、終末処理場等の建設、その他下水道全般に関する技術的援助を行っており、土木、建築、機械、電気、化学等の幅広い分野の専門的な技術、知識及び経験を持つ職員を多数擁しています。 持続型下水道再整備事業（以下「本事業」という。）は、鎌倉処理区における喫緊の課題である地震・津波・老朽化対策のため、七里ガ浜処理場を廃止して山崎処理場に統合、津波によって被害を受けるおそれがある浅層埋設の幹線管渠の再整備、中継ポンプ場の廃止を行うことで、持続可能な下水道

	施設を再整備する事業です。本事業は、全国的に事例が少ない処理場の統廃合、深い位置での大口径幹線管渠の整備等を行うもので、履行するためには高度な技術、知識及び経験が必要であることから、平成 25 年度から令和 2 年度まで本事業の検討を継続して事業団に委託しています。 「令和 5 年度鎌倉市公共下水道全体計画（持続型下水道再整備事業）策定業務委託（管渠基本検討）に関する協定」は、深い位置での大口径幹線管渠の整備に関する基本検討を行うもので、引き続き事業団の技術的援助を受けながら履行する必要があります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。
--	---

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	残土等処分業務委託（処分）（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 作業センター 電話：0467-46-8293 内線：2409
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 15 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）11 月 15 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	前田道路㈱会社 西関東支店 横浜市中区不老町 3 丁目 12 番地 5
契 約 金 額	執行予定額 1,880,450 円 （複数単価契約） （アスファルト塊） 単価 2,500 円×予定数量 250 t ×1.10 = 687,500 円 （コンクリート塊（有筋）） 単価 4,500 円×予定数量 81 t ×1.10 = 400,950 円 （コンクリート二次製品） 単価 6,000 円×予定数量 120 t ×1.10 =792,000 円 合計 1,880,450 円
随意契約によること とした理由	作業センターが実施した直営工事に伴って発生し、作業センター仮置場に集積されたアスファルト塊及びコンクリート（有筋）塊、コンクリート二次製品を速やかにかつ適切に処理するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第 14 条第 6 項）に基づく許可を有する事業者と処分業務の委託契約を単価契約により締結するものです。 本業務は、アスファルト塊、コンクリート（有筋）塊、コンクリート二次製品を選別し処分を行うものですが、単価がそれぞれ異なり数量も未確定のため、複数の単価契約となります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	残土等処分業務委託（収集運搬）契約（複数単価契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市整備部 作業センター 電話：0467-46-8293 内線：2409
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年）11 月 8 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年）11 月 8 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	山内建設株式会社 鎌倉市上町屋 794 番地 1
契 約 金 額	執行予定額 2,823,205 円 （複数単価契約） （アスファルト塊） 単価 3,000 円×予定数量 250 t ×1.10 =825,000 円 （コンクリート塊（有筋）・コンクリート二次製品含む） 単価 3,150 円×予定数量 201 t ×1.10 = 696,465 円） （公共建設発生土） 単価(3,300 円+6,400 円)×予定数量 122 m ³ ×1.10 = 1,301,740 円 合計 2,823,305 円
随意契約によること とした理由	作業センターが実施した直営工事で発生し、作業センター仮置場に集積されたアスファルト塊、コンクリート塊（有筋）、コンクリート二次製品、公共建設発生土を速やかにかつ適切に処理するため、アスファルト塊、コンクリート塊（有筋）及びコンクリート二次製品、公共残土発生土を運搬する業務を委託するものです。 本業務は、アスファルト塊、コンクリート塊（有筋）コンクリート二次製品及び公共建設発生土の収集運搬を行うものですが、単価がそれぞれ異なり数量も未確定のため、複数の単価契約となります。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定により同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	こもれび山崎温水プール大規模修繕
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	健康福祉部 スポーツ課 電話：0467-43-3419（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 6 月 19 日 （契約期間：契約締結日 ～ 令和 5 年（2023 年） 7 月 15 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社 林水泳教室 茅ヶ崎市若松町 12 番 1 号
契 約 金 額	7,915,666 円
随意契約によること とした理由	こもれび山崎温水プールは、プロポーザル方式により貸付先の事業者選定を行い、株式会社林水泳教室と貸付契約を締結したところですが、公募に当たり、大規模修繕については市が修繕費用を負担し、貸付先事業者が修繕を行う条件としていたものです。 また、こもれび山崎温水プールを営業しながら、休館日及び時間外で工事を実施できるのは、株式会社林水泳教室だけであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	海水浴場ごみ箱のごみ収集・運搬業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	市民防災部 観光課 電話：0467-61-3884（直通）
契 約 締 結 日	令和5年（2023年）6月26日 （契約期間：令和5年（2023年）6月26日～令和5年（2023年） 9月1日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社共栄商社 藤沢市打戻 2073
契 約 金 額	13,728,000円
随意契約によること とした理由	本件業務は7月1日からの海水浴場の開設にあたり、設置したごみ箱から排出されるごみの収集・運搬業務を委託するものです。 本件については、令和5年6月6日に開札予定でしたが、すべての入札参加者申請者が辞退又は入札書不着であったため、入札中止となりました。 業務開始時期を鑑み、令和5年7月2日の業務開始までに再度の入札に付す暇がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約としました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉青少年会館及び玉縄青少年会館清掃業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部 青少年課 電話：0467-23-3000 内線 2463
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 6 月 29 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 7 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 6 月 30 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	O B M株式会社 千葉県市川市新井 2 丁目 2 番 4 号
契 約 金 額	3,847,800 円
随意契約によること とした理由	本委託業務は、令和 5 年 6 月に 2 回に渡り一般競争入札を行いましたが、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の入札が無く、入札不調となりました。公共施設の清掃業務という切れ目なく業務を続けることが求められる中、業務開始日も差し迫っていることから再入札を行う猶予がないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市子ども・子育て支援システム保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	こどもみらい部 保育課 電話：0467-23-3000 内線 2659
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 21 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	株式会社アイネス 公共営業部 東京都中央区晴海三丁目 10 番 1 号
契 約 金 額	執行予定額：3,927,000 円 （うち消費税額及び地方消費税額 357,000 円）
随意契約によること とした理由	現在稼働している子ども・子育て支援システムは、株式会社アイネス製のシステムを利用しています。保育課の業務において同システムを安全かつ確実に使用するために必要となる保守業務について、本システムの開発事業者である株式会社アイネスでなければ実施することができないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同者と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市土木総合情報管理システム保守業務委託
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部道路課 電話：0467-23-3000 内線 2407
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 8 月 30 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 9 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 2 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	三菱電機株式会社 神奈川支社 支社長 宮木 一郎 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号 ランドマ ークタワー18 階
契 約 金 額	¥3,899,500
随意契約によること とした理由	鎌倉市土木総合情報管理システムは、三菱電機株式会社（以下「三菱電機株」という。）が提供しているシステムであり、保守作業等については、三菱電機株のみが実施可能であることから、同社と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約を締結しました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市土木総合情報管理システム機器及び基本ソフトウェアの賃貸借
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	都市整備部道路課 電話：0467-23-3000 内線 2406
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 8 月 9 日 （賃貸借期間：令和 5 年（2023 年） 9 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 2 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	東京都品川区大崎一丁目 6 番 3 号 三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社 代表取締役 小池 宏之
契 約 金 額	執行予定額 5,241,060 円 （月額） 873,510 円
随意契約によること とした理由	鎌倉市土木総合情報管理システムは現在 4 部 13 課が運用しており、許認可、書類作成、要望管理、地図情報を用いた台帳管理等の業務を行うシステムです。当該システムは平成 5 年に運用を開始し、以後 5 年ごとに一般競争入札を実施し、機器の入替えを行っており、現在は平成 30 年度に落札した業者（三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社）と 5 年間の賃貸借契約（以下「現行契約という。」）を締結しています。 この度、令和 5 年（2023 年）8 月 31 日をもって現行契約の賃貸借期間が終了することから当該システムの運用に使用するパーソナルコンピュータ等について令和 5 年度に一般競争入札を行い、落札業者である株式会社 J E C C と令和 5 年（2023 年）6 月 19 日付で賃貸借契約（以下「新契約という。」）を締結しました。（昨今の世界的な半導体不足の影響で機器の納期が長期化していることから、新たな契約による賃貸借は令和 6 年（2024 年）3 月 1 日から 5 年間としています。） 本件は、現行契約の賃貸借の終了から新契約の賃貸借の開始まで（令和 5 年（2023 年）9 月 1 日から令和 6 年（2024 年）2 月 29 日）の期間について、現行契約で賃貸借している機器の引続きの賃貸借であり、現行契約の受注者以外の者と契約することができないことから、地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号により三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社と随意契約を締結するものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市議会中継システム機器等（再リース機器）賃貸借契約
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	議会事務局議事調査課 電話：0467-23-3000 内線 2264
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 13 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	F L C S 株式会社横浜支店 （横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号）
契 約 金 額	4,660,480 円
随意契約によること とした理由	議場及び全員協議会室で使用するカメラやマイク等の機器等については、平成 29 年（2017 年） 9 月 1 日から令和 4 年（2022 年） 8 月 31 日までの 5 年間の期間で賃貸借していましたが、契約期間の満了に伴い、継続して利用できる機器については、令和 4 年（2022 年） 9 月 1 日から令和 5 年（2023 年） 3 月 31 日までの期間で、再リース契約を締結しました。 本件は、令和 4 年度から引き続き再リースを行う機器について、令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日から令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日までの間、賃貸借契約を締結したもので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、随意契約としたものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	都市公園等整備事業用地維持管理等業務委託（緊急その２）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	都市景観部 みどり公園課 電話：0467-23-3000 内線：2618
契 約 締 結 日	令和５年（2023 年） 6 月 30 日 （契約期間：令和５年（2023 年） 6 月 13 日 ～ 令和５年（2023 年） 7 月 12 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	有限会社庭匠・梅澤 鎌倉市常盤 156 番地
契 約 金 額	1,122,000 円
随意契約によること とした理由	令和５年（2023 年） 6 月 12 日、山崎・台峯緑地内の樹木が倒れていると通報がありました。民家に影響を及ぼす恐れがあることから、緊急対応が必要だと判断し、緊急措置として倒木処理等を行いました。 このことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により上記相手方と随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	鎌倉市立小中学校変圧器 PCB 含有量分析業務
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	教育文化財部 学校施設課 電話：0467-23-3000 内線 2456
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年）1 月 11 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年）1 月 11 日 ～ 令和 6 年（2024 年）3 月 29 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	横浜市金沢区町屋町 3 - 15 株式会社 横浜オーメック 代表取締役 佐藤 一清
契 約 金 額	1,291,400 円（うち消費税額及び地方消費税額 117,400 円）

随意契約によること とした理由	本業務は、低濃度 PCB の含有の可能性がある変圧器の絶縁油を採取し、分析を行うものですが、対象機器のうち、キュービクル式高圧受電設備内で稼働中の変圧器から採油する際には、感電防止のため、電気主任技術者による停電作業が必要です。 営業種目を「調査業務委託」で登録している事業者（以下、「分析業者」といいます。）及び小中学校自家用電気工作物保安管理業務を請け負い、電気主任技術者を配置している(株)横浜オーメックから見積を徴したところ、分析業者が提示した金額より(株)横浜オーメックが提示した金額が約 100 万円廉価でした。 分析業者が本業務を実施する場合には、(株)横浜オーメックへの停電作業に係る手数料の他に、自社社員による採油に係る費用等（約 50 万円～約 75 万円）が必要となる一方、(株)横浜オーメックは自社社員のみで停電作業、採油等が行えることが廉価である大きな理由となっています。 また、仮に(株)横浜オーメックが登録している営業種目である「電気通信設備保守管理委託」で入札を行ったとしても、(株)横浜オーメック以外の事業者では、自社社員の実動に対する費用、分析に要する費用及び(株)横浜オーメックへの手数料が必要となることから、(株)横浜オーメック以外の事業者が(株)横浜オーメックより安価を提示する可能性はありません。
-------------------------------	--

加えて、本業務の対象校は 22 校及び対象台数は 38 台（停電が必要なもの）であり、全校の保安管理業務を行っている(株)横浜オーメックは、日頃からキュービクル式高圧受電設備の月次点検・年次点検を行っているため、学校の配置を熟知していることや日頃から学校との停電スケジュールに係る調整などを行っていることから、本業務を効率的に行うことが可能です。

一方、仮に分析会社に本業務を委託した場合は、学校との停電日の調整や(株)横浜オーメックとの日程調整のため、余分に時間がかかり非効率的であることや、一日に作業を行う学校の組み合わせを計画する上でも時間を要すると考えられます。

そのため、(株)横浜オーメックに委託することにより、各作業を効率的に行うことができ、ひいては業務全体の完了に係る時間の短縮にもなります。

以上のことから、小中学校自家用電気工作物保安管理業務を請け負っている(株)横浜オーメックに本業務を実施させることにより、経費の大幅な節減及び効率的な業務の実施が可能のため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき随意契約としたものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	救急救命士就業前病院実習及び再教育病院実習委託（単価契約）
事 業 主 管 課 等 の 名 称 及 び 連 絡 先	消防本部 警防救急課 電話：0467-44-0977（直通）
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 4 月 17 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 4 月 5 日 ～ 令和 6 年（2024 年） 3 月 31 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	1 医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院 鎌倉市岡本 1370 番地 1 2 社会医療法人財団互惠会 大船中央病院 鎌倉市大船六丁目 2 番 24 号
契 約 金 額	1,120,000 円 （就業前 240,000 円、再教育 880,000 円） 1 名に対し日額 4,000 円
随意契約によること とした理由	神奈川県メディカルコントロール協議会において、県内各地区のメディカルコントロール協議会で救急救命士の病院研修体制を構築することとされたことから、三浦半島地区メディカルコントロール協議会が選定した中核医療機関 6 病院（病院実習参画医療機関）のうち市内の 2 医療機関と協定書を交わし、契約内容も特殊な性質であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約としました。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	執務室移転に伴うサーバ機器等移設業務委託
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2498
契 約 締 結 日	令和 5 年（2023 年） 7 月 11 日 （契約期間：令和 5 年（2023 年） 7 月 11 日から令和 5 年（2023 年） 9 月 1 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	サンプラス株式会社 横浜市鶴見区生麦一丁目 12 番 1 号
契 約 金 額	2,002,000 円
随意契約によること とした理由	本業務の対象となる教育ネットワーク機器及び配線は、サーバ等を介して教育委員会と学校間で業務基盤を共有するための通信網であり、本業務で教育ネットワークへの接続に障害が発生し通信が途絶えてしまった場合には代替となる措置がなく、直ちに学校業務に影響を及ぼす性質を有しています。サンプラス株式会社は、鎌倉市立小・中学校 25 校を含む教育ネットワークの機器設置・構築を行っており、本業務に精通した唯一の事業者であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結したものです。

随意契約締結結果報告書

契 約 案 件 名	大型提示装置等賃貸借（長期継続契約）
契約事務担当課等の 名称及び連絡先	教育文化財部 教育指導課 電話：0467－23－3000 内線 2498
契 約 締 結 日	令和 6 年（2024 年） 2 月 26 日 （契約期間：令和 6 年（2024 年） 3 月 26 日から令和 8 年（2026 年） 3 月 19 日）
契約の相手方の名称 及び所在地	N E C キャピタルソリューション株式会社 横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 5 号
契 約 金 額	1,704,780 円
随意契約によること とした理由	1 クラスに 1 台ずつ設置している大型提示装置について、令和 7 年度からクラス数が増えることに伴い、現在調達している台数では不足が生じることとなりました。本来であれば入札を実施するところですが、入札に付した場合、納品まで最短でも 2 か月を要する見込みであり、長期にわたって特定のクラスだけが大型提示装置を使用できない状況になります。 市立小・中学校では学習環境の I C T 化を推進しており、タブレット端末や大型提示装置を日常的に授業の中で使用していることから、授業への影響を最小限とし、全クラスの児童が公平に授業を受けられるようにするため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に定める緊急に調達すべき案件として、随意契約を締結したものです。